

令和5年9月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

令和5年10月23日 開会

令和5年10月23日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

令和5年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和5年10月23日（月）午後2時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 議席の指定

日程第 3 議長の選挙

追加日程 副議長辞職の件

追加日程 副議長の選挙

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会議録署名議員の指名

日程第 6 議会運営委員会委員の選任

日程第 7 議案の上程

報告第1号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計継続費精算報告書について

議案第1号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第2号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第3号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 提案理由の説明

日程第 9 決算審査報告

日程第 10 議案の補足説明及び議案質疑

日程第 11 一般質問

日程第 12 討論、採決

日程第 13 閉 会

出席議員（9名）

1番	広野恭代君	2番	石上友寛君
3番	石上允康君	4番	木内欽市君
5番	宮内保君	6番	林晴道君
7番	山崎等君	8番	荻谷進一君
9番	武田光由君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管 理 者	米本弥一郎君
副 管 理 者	宮内康幸君
副 管 理 者	越川信一君
会 計 管 理 者	小澤隆君
事 務 局 長	林豊君
環 境 施 設 課 長	西ノ宮正人君
中 継 施 設 課 長	川島誠二君
環 境 施 設 課 主 査	野口能史君
監 査 委 員	武田光由君

事務局出席者

書 記	嶋田豊
書 記	金杉貴仁

○事務局長（林 豊君） 事務局長の林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会の前に本日の資料の確認をさせていただきます。

議事日程、席次表、説明者一覧、一般質問一覧、提出議案の概要説明、報告第1号の一般廃棄物処理事業特別会計継続費精算報告書について、議案第1号から第3号の令和4年度決算書、令和4年度決算に関わる主要な施策の成果、令和4年度決算審査意見書、以上となります。

ございますでしょうか。

ありがとうございました。

○総務課長（嶋田 豊君） 総務課の嶋田です。開会前にお願い申し上げます。

本日の定例会会議録を作成するため、録音をさせていただきます。発言される皆様におかれまし

ては、お手元のマイクを御使用くださるようお願いいたします。

議員紹介

- 副議長（山崎 等君） それでは、皆様、お疲れさまのところ、御苦労さまでございます。
会議に先立ちまして、銚子市議会議員選挙に伴い、銚子市選出議員の改選がありましたので、改めて議員を御紹介いたします。
初めに、広野恭代議員。続いて、石上友寛議員。続いて、石上允康議員。
以上で、紹介を終わりにいたします。
-

日程第1 開会（午後2時02分）

- 副議長（山崎 等君） ただいまの出席議員数は9名でございます。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
ただいまから、令和5年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

説明員として通知のあった者の報告

- 副議長（山崎 等君） この際、申し上げます。地方自治法第121条第1項の規定による出席者はお手元に配付の印刷物により御了承願います。
-

日程第2 議席の指定

- 副議長（山崎 等君） 日程第2、議席の指定を行います。
匝瑳市議会会議規則第4条第1項の規定を準用し、広野恭代議員を1番に、石上友寛議員を2番に、石上允康議員を3番に指定いたします。
-

日程第3 議長の選挙

- 副議長（山崎 等君） 日程第3、議長の選挙を行います。
お諮りいたします。議長の選挙が議題となっております。
選挙の方法は、投票、指名推選いずれの方法にいたしますか。御発言を願います。
苅谷進一君。
- 8番（苅谷進一君） 投票でお願いします。
- 副議長（山崎 等君） 投票との声がありました。
これに御異議ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 副議長（山崎 等君） 御異議なしと認めます。
これより議長の選挙を行います。
なお、ここで執行部の皆様は退席をお願いいたします。
そのまま暫時休憩といたします。

午後2時05分 休 憩

午後2時08分 再開

○副議長（山崎 等君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続します。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（山崎 等君） 投票の準備をさせます。

〔投票準備〕

○副議長（山崎 等君） ただいまの出席議員数は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（山崎 等君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山崎 等君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（山崎 等君） 投票箱の異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号順に順次投票をお願いいたします。

投票の効力について、あらかじめ申し上げます。公職選挙法第68条の規定により、投票中、白紙の取り扱いについては無効投票といたします。

それでは、順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（山崎 等君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山崎 等君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

続きまして、開票を行います。

議会規則の規定の準用に関する規則第2条において準用する匝瑳市議会会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を指名いたします。議席番号1番、広野恭代君、議席番号4番、木内欽市君、議席番号8番、荻谷進一君の3名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山崎 等君） 御異議なしと認めます。

よって、3名の方に立会いをお願いいたします。開票立会人は立会人席に御着席をお願いいたします。

開票を開始してください。

〔開票〕

○副議長（山崎 等君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票数 9票

無効投票数 0票

有効投票中

林晴道議員 6票

広野恭代議員 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は有効投票の4分の1、2.25であります。3票となっております。

よって、林晴道議員が組合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました林晴道議員が議場におられますので、本職から議会規則の規定の準用に関する規則第2条において準用する匝瑳市議会会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

林晴道議員が組合議会議長に当選されました。

告知を終わります。

立会人の方は御苦勞までございました。自席にお戻りください。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（山崎 等君） ここで、議長に当選されました林晴道議員から、当選受諾の御挨拶をお願いいたします。

林晴道議員。

○新議長（林 晴道君） ただいま多くの議員より御推挙を賜り、東総広域市町村圏事務組合議会議長に就任させていただきました。旭の林晴道でございます。

僕は東総地域の均衡ある発展という原点を強く意識し、追認機関でも抵抗勢力でもなく、市民目線に立って行政と対等に渡り合える議会を目指して職務に全力で傾注する決意でございます。

最後に議会運営ならびに各事業の進捗のため、議員皆様の御支援それから御協力をお願い申し上げます。最後に議長職を交代いたします。ありがとうございます。

○副議長（山崎 等君） ただいま議長当選受諾の挨拶が終わりました。

これをもって私の職務は終了いたしました。皆様方の御協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。ここで議長職を交代いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時31分 再開

○議長（林 晴道君） それでは、会議を再開させていただきます。

ここから議長職を務めさせていただきます。円滑な議事運営ができますよう、皆さんの御協力をお願い申し上げます。

現職の議会運営委員の方が議長となった場合ということで、僕自身の議会運営委員会における委

員職について、先ほど辞任届を提出し、議長として辞任を許可しましたので、この場をかりて報告させていただきます。

日程の追加

○議長（林 晴道君） ここで申し上げます。

休憩中に、山崎副議長から副議長職の辞職願が提出されました。

よって、この際、副議長の辞職の件を本日の日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

追加日程 副議長辞職の件

○議長（林 晴道君） 副議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第 292 条の規定によって準用する地方自治法第 117 条の規定により、山崎等議員の除斥をします。

山崎等議員の退場を求めます。

〔山崎等君退場〕

○議長（林 晴道君） 事務局をして辞職願を朗読させます。

嶋田総務課長。

○総務課長（嶋田 豊君） それでは朗読いたします。

辞職願。

この度一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い入れます。

令和 5 年 10 月 23 日。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議長 林晴道様。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議副議長 山崎等。

以上でございます。

○議長（林 晴道君） ただいま朗読したとおりであります。

お諮りいたします。山崎副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職を許可することに決しました。

山崎等議員の入場を許可します。

〔山崎等君入場〕

日程の追加

○議長（林 晴道君） ただいま副議長が欠員となりました。

よって、この際、副議長選挙を本日の日程に追加し副議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(林 晴道君) 御異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

追加日程 副議長の選挙

- 議長(林 晴道君) 副議長選挙を議題とします。副議長の選挙を行います。
お諮りします。副議長の選挙が議題となっております。
選挙の方法は、投票、指名推選いずれかの方法にいたしますか。
御発言願います。
苅谷議員。

- 8番(苅谷進一君) 投票でお願いします。

- 議長(林 晴道君) 石上議員。

- 2番(石上友寛議員) 慣例ではどういうふうな形になっているのか、確認させていただいてもよろしいですか。

(「投票と言ったら投票で決まりなんですよ」と呼ぶ者あり)

- 議長(林 晴道君) 投票の声でありました。これに御異議ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(林 晴道君) 御異議なしと認めます。
これにより、副議長の選挙を行います。
なお、ここで執行部の皆様は退席をお願いいたします。
そのまま暫時休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時43分 再開

- 議長(林 晴道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
前回の議事を継続します。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

- 議長(林 晴道君) 投票の準備をさせます。
[投票準備]

- 議長(林 晴道君) ただいまの出席議員数は9名であります。
投票用紙を配付させます。
[投票用紙配付]

- 議長(林 晴道君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(林 晴道君) 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長(林 晴道君) 投票箱の異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号順に順次投票をお願いいたします。

[投票]

○議長(林 晴道君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

議会規則の規定の準用に関する規則第2条において準用する匝瑳市議会会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を指名いたします。議席番号2番、石上友寛君、議席番号5番、宮内保君、議席番号9番、武田光由君の3名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) 御異議なしと認めます。

よって、3名の方に立会いをお願いいたします。開票立会人は、立会人席に御着席願います。

開票を開始してください。

[開票]

○議長(林 晴道君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票数 8票

無効投票数 1票

有効投票中

広野恭代議員 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1票、3票であります。

よって、広野恭代議員が組合議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました広野恭代議員が議場におられますので、本職から議会規則の規定の準用に関する規則第2条において準用する匝瑳市議会会議規則第32条2項の規定により告知をします。

広野恭代議員が組合議会副議長に当選されました。

告知を終わります。

立会人の方は御苦労さまでございました。自席にお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長(林 晴道君) ここで、副議長に当選されました広野恭代議員から当選受諾の御挨拶をお願いいたします。

広野恭代議員。

○新副議長(広野恭代君) 皆様ありがとうございました。副議長に就任させていただきました広野

恭代でございます。

議長を支えながら、3市市民のために頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 晴道君） ただいまの御挨拶をもって当選の受諾といたします。

以上で、副議長の選挙を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時02分 再開

○議長（林 晴道君） それでは会議を再開させていただきます。

日程第4 会期の決定

○議長（林 晴道君） 日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日限りとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決しました。

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（林 晴道君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

匝瑳市議会会議規則第88条の規定を準用し、議長において、1番、広野恭代議員、7番、山崎等議員の両名を指名いたします。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） ここで暫時休憩をいたします。

午後3時04分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（林 晴道君） それでは会議を再開させていただきます。

日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

先ほどの訂正させていただきますのでよろしくお願いいたします。1番、広野恭代議員、それから8番、荻谷進一議員の両名を指名いたします。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 暫時休憩いたします。

午後3時05分 休憩

午後3時06分 再開

○議長（林 晴道君） 大変失礼を申しあげました。それでは改めまして会議を再開いたします。

日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

匝瑳市議会会議規則第88条の規定を準用し、議長において、2番、石上友寛議員、8番、荻谷進一議員の両名を指名いたします。

会議録署名議員

2番 石上 友寛 議員

8番 荻谷 進一 議員

日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（林 晴道君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

銚子市選出議員の改選に伴い、議会運営委員会委員3名が欠員となっております。

よって、この際、議会運営委員会委員を選任いたします。

あらかじめ申し上げます。議会運営委員会委員の選任は、議会運営委員会条例第4条第1項の規定により、議長の指名によることとなっております。よって、2番、石上友寛議員、3番、石上允康議員、7番、山崎等議員、以上の3名を指名いたします。

日程第7 議案の上程

○議長（林 晴道君） 日程第7、議案の上程。

管理者より送付を受けております議案は、報告が1件、議案が議案第1号から議案第3号までの3議案であります。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 配付漏れなしと認めます。

報告第1号及び議案第1号から議案第3号までを一括上程し、議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時08分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（林 晴道君） 会議を再開いたします。

日程第7に入る前に、ここで宮内副管理者から発言の申し出がありましたので、これを許可いた

します。

宮内副管理者。

○副管理者（宮内康幸君） それでは、ただいま議長の発言の許可をいただきましたので申し上げます。

これまで、懸案事項でありました旧松山清掃工場の解体撤去に係る一部負担につきまして、構成市町であった多古町及び横芝光町の負担につきましては、匝瑳市が負担することと決定いたしましたので、この場をおかりし御報告申し上げます。

以上です。

○議長（林 晴道君） それでは日程第7、議案の上程。

職員に議案の朗読をさせます。

○総務課長（嶋田 豊君） それでは、議案を朗読します。

報告第1号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計継続費精算報告書について

議案第1号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第2号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第3号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上の報告案件1件及び議案3件です。

日程第8 提案理由の説明

○議長（林 晴道君） 日程第8、管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 本日ここに、令和5年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。

今回の定例会に提出いたします議案は、報告1件、議案3件でございます。

内容につきましては、後ほど提案理由の説明で申し上げることといたしますが、慎重な御審議の上、御賛成いただきますようお願い申し上げます。

ここで、当組合事業の近況について御報告いたします。

初めに、銚子連絡道路の整備促進について申し上げます。去る7月14日に、旭市を会場といたしまして、千葉県東総文化会館において銚子連絡道路整備促進地区大会を開催いたしました。

議員の皆様には、公務御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、盛会のうちに地区大会を終えることができましたことを厚く御礼申し上げます。

また、来月の11月27日には、地元選出国會議員、国土交通省、財務省へ銚子連絡道路の一日も早い完成を図るべく、要望活動を行ってまいります。

次に、職員共同研修事業であります。圏域内職員が公務員として必要な基礎的知識の習得、指導力やコミュニケーション能力の向上を図ることを目的に共同で研修を実施しているところであります。本年度も新任職員研修から監督職員の研修まで各種の研修を計画しており、9月末現在

で6課程 224 名が研修を受講しております。年度後半に計画している研修につきましても、引き続き感染症予防を徹底しながら実施していく予定でございます。

次に、職員採用試験の受験状況について御報告いたします。

本年は、9月17日(日)に市立銚子高等学校を試験会場に実施をいたしました。この採用試験には6団体が参加し、12職種194名の方が受験をされております。

続きまして、ごみ処理広域化推進事業について御報告いたします。

構成3市の共同事業として令和3年度から本格的にスタートしました本事業は、今年度で3年目となります。昨年度、東総地区クリーンセンターにおいて、一部設備の不具合や排ガスの排出基準超過のトラブルが発生し、多大な御心配と御迷惑をおかけいたしました。皆様の御協力もあり、構成3市のごみを滞ることなく計画的に処理することができております。

今後も、安全対策を徹底し、施設の安全稼働に努め、安全かつ衛生的なごみ処理が実施できるよう事業を進めてまいります。

また、中継施設の整備に関しましては、関係市と協議、調整を図りながら事業の進捗に努めてまいります。

続いて、本議会に提出いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

今回の定例会に提出いたします議案は、令和4年度の継続費精算に関する報告が1件、令和4年度の各会計の決算認定が3件の計4件でございます。

報告第1号は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、広域ごみ処理施設建設に係る環境影響評価事後調査業務に係る継続費を精算したので、同項の規定により継続費精算報告書を調製し、これを議会に報告するものでございます。

議案第1号から議案第3号は、令和4年度の決算認定についてでありまして、地方自治法に基づき議会の認定を求めるものでございます。

議案第1号は、令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算でありまして、歳入総額1億3,083万8,731円、歳出総額1億2,321万5,884円、差し引き762万2,847円となりました。

議案第2号は、令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算でありまして、歳入総額587万4,168円、歳出総額299万4,846円、差し引き287万9,322円となりました。

議案第3号は、令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算でありまして、歳入総額14億5,774万8,669円、歳出総額12億9,855万9,093円、差し引き1億5,918万9,576円となりました。

以上、御挨拶及び提出議案の概要説明を終了させていただきます。

詳細につきましては、事務局より補足説明をいたしますので、慎重な御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(林 晴道君) 提案理由の説明が終わりました。

日程第9 決算審査報告

○議長(林 晴道君) 日程第9、決算審査報告。

監査委員を代表して、武田光由監査委員から決算審査意見について報告を求めます。

武田監査委員、お願いいたします。

武田委員。

○監査委員（武田光由君） 決算審査について御報告いたします。

令和5年8月24日、東総地区広域市町村圏事務組合会議室において、代表監査委員、高木松夫氏と事務局立会いのもと、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般会計、東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計及び一般廃棄物処理事業特別会計の歳入歳出決算及びふるさと市町村圏基金、一般廃棄物広域ごみ処理施設緊急対策基金及び一般廃棄物広域最終処分場緊急対策基金について、決算書及び関係帳簿、証書類を審査したところ、各会計の歳入歳出決算は各帳簿との照合の結果、係数は正確であり、内容も正当なものと認定しました。

また、証書類も整理されており、収入及び支出についても適正な管理がなされていました。

基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているものと認めました。

以上、御報告いたします。

東総地区広域市町村圏事務組合監査委員、武田光由。

○議長（林 晴道君） 監査委員報告が終わりました。

会議は途中ですが、ここで午後3時35分まで休憩をいたします。

午後3時22分 休 憩

午後3時35分 再 開

○議長（林 晴道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案の補足説明及び議案質疑

○議長（林 晴道君） 日程第10、議案の補足説明及び議案質疑を行います。

あらかじめ申し添えますが、質疑の回数は3回までとなっております。

質疑については議案の範囲内とし、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

初めに、報告第1号を議題とします。

事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

○事務局長（林 豊君） それでは、報告第1号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計継続費精算報告書について御説明いたします。

報告第1号の2枚目の継続費精算報告書を御覧ください。

1款衛生費、2項建設費の広域ごみ処理施設建設に関わる環境影響評価事後調査業務につきましては、平成30年度から令和4年度までの5か年の継続費として総額を3,564万円と定めていたのですが、令和4年度をもって継続費を精算いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第1号の補足説明は、以上となります。

○議長（林 晴道君） 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。

荻谷進一議員。

○8番(荻谷進一君) 確認しますけども、この調査報告業務の最終報告書というのは、いつ頃できて、いつ頃議員に報告されるものなのか、御説明ください。

○議長(林 晴道君) 荻谷議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長(西ノ宮正人君) ただいまの御質問についてお答えします。

事後調査報告書ということで、令和5年2月に策定をしております。議員の皆様にはまだ配付をさせていただいておりません。今後、配付をさせていただきたいと思っております。

○議長(林 晴道君) 荻谷進一議員。

○8番(荻谷進一君) 令和5年の2月にできているものが、なんでまだ議会に報告されないのか。誰の責任でこういうことになったのか、御説明ください。

○議長(林 晴道君) 荻谷議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長(西ノ宮正人君) はい、5年の2月に策定しまして、ホームページ等で公表させていただいているところですが、議員の皆様には御報告させていただいてないということで、大変申し訳ありません。所管の課は、私ども環境施設課になります。

○議長(林 晴道君) 荻谷進一議員。

○8番(荻谷進一君) 直ちにですね、もう本来であれば報告ですから、議会の中でちゃんと報告書を提出しながら説明すべきものだと思うんですよ。

管理者、申し訳ないんですけど、早急に対応していただきまして、報告書を議員のほうに即時配付いただけますようお願いできますでしょうか。

○議長(林 晴道君) 荻谷議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者(米本弥一郎君) 荻谷議員、御指摘ありがとうございます。早急に、報告書を皆様に開示、報告させていただきます。よろしく願いいたします。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号の質疑を終わります。

次に、議案第1号を議題とします。

事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

○事務局長(林 豊君) 議案第1号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合決算書の2ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

歳入合計は、予算現額1億2,900万6,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億3,083

万 8,731 円で、不納欠損額、収入未済額はともになく、予算現額と収入済額との比較は 183 万 2,731 円の増でございます。

4 ページ、5 ページを御覧ください。

歳出でございます。

歳出合計は、予算現額 1 億 2,900 万 6,000 円に対しまして、支出済額 1 億 2,321 万 5,884 円で、継続費や繰越明許費などの翌年度への繰越額はなく、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに、579 万 116 円でございます。

歳入歳出差引額は 762 万 2,847 円でございます。

8 ページをお開きください。

決算事項別明細書の歳入でございます。

1 款 1 項 1 目総務費負担金の収入済額 1 億 2,849 万 6,000 円は、関係 3 市からの負担金収入でございます。

2 款 1 項 1 目繰越金の収入済額 230 万 5,696 円は、前年度からの繰越金収入でございます。

3 款 1 項 1 目雑入の収入済額 3 万 7,035 円は、職員共同採用試験に係る構成 3 市以外の参加団体からの負担金等でございます。

10 ページをお開きください。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

1 款議会費の支出済額 21 万 3,914 円は、組合議員の報酬、旅費等でございます。なお、組合議会の行政視察研修費として計上しておりました報償費、使用料及び賃借料につきましては、行政視察研修を実施しなかったことから、支出のほうはしておりません。

2 款総務費の支出済額は 1 億 2,300 万 1,970 円で、このうち、2 款 1 項 1 目一般管理費の 2 節給料、3 節職員手当等及び 4 節共済費は、事務局長及び総務課職員計 6 人分の人件費で、支出額の合計は 5,414 万 179 円でございます。

7 節報償費は、支出済額 2 万 1,230 円で、弁護士相談費用でございます。

10 節需用費は、支出済額が 50 万 7,385 円で、その主なものとしましては、事務用品等の消耗品費、公用車等に関わる燃料費、修繕費、職員採用試験案内印刷等に関わる印刷製本費でございます。

11 節役務費は、支出済額が 63 万 3,057 円で、その主なものは、電話代及び郵送料などの通信運搬費、法律相談に関わる鑑定意見書制作料などの手数料でございます。

12 節委託料は、支出済額が 319 万 1,375 円で、内容としましては、通常の組合運営に関わる職員健康診断、ホームページ保守更新などの業務委託に加え、令和 4 年度は庁舎、東総振興センターの解体工事に伴う管理業務を業務委託により実施して支出をしております。

13 節使用料及び賃借料は、支出済額 193 万 6,499 円で、その主なものは、財務会計システム賃借料、その他出張時の有料道路通行料や複写機賃借料などでございます。

12 ページをお開きください。

14 節工事請負費は、支出済額 5,946 万 6,000 円で、これは東総振興センター庁舎解体撤去工事費でございます。

17 節備品購入費は、支出済額 36 万 9,270 円で、事務用パソコンの購入費でございます。

18 節、負担金、補助及び交付金は、支出済額 224 万 5,320 円で、その主なものは、職員共同採

用試験に係る千葉県市町村総合事務組合への負担金 31 万 3,170 円でございます。また、ここ海上庁舎使用に係る経費、旭市庁舎管理費負担金として 189 万 2,115 円でございます。

2 目企画費でございます。

10 節需用費、支出済額 18 万 8,059 円、及び 11 節役務費、支出済額 18 万 584 円は、毎年 3 月に発行しております、組合広報紙ふるさと東総の印刷製本費及び新聞折り込み費等でございます。

2 項 1 目監査委員費、支出済額 4 万 1,882 円は、監査委員 2 名の報酬、旅費でございます。

3 款予備費、予算現額 50 万円につきましては、支出等はありませんでした。

14 ページをお開きください。

実質収支に関する調書につきましては記載のとおりでございますが、5 の実質収支額は 762 万 3,000 円でございます。

16 ページ、17 ページを御覧ください。

財産に関する調書につきましては、1 公有財産は、土地建物におきまして、東総振興センター庁舎解体撤去に伴い、建物、非木造の覧、決算年度中増減高マイナス 8 1 0 平米で、決算年度末現在高は、0 平米となり、令和 4 年度末をもって一般会計における公有財産の所有はなくなりました。

2 の物品についての変更はなく、乗用車 1 台の所有となっております。

続きまして、別冊にしております、令和 4 年度東総地区広域市町村圏事務組合決算に係る主要な施策の成果の 1 ページをお開きください。

職員採用試験合同実施事業でございますが、決算額は 40 万 3,686 円でございます。

これは、経費節減や採用予定者の資質の均一化を図るために、圏域内の市及び一部事務組合職員の採用試験を合同で実施しているものでございます。

試験職種は、一般行政、技術、保健師、保育士、消防職で、令和 4 年 9 月 18 日に実施いたしました。応募者数 220 名に対しまして、受験者は 184 名でございました。

参加団体は関係 3 市を含む 6 団体で、団体別の受験者数は記載のとおりでございます。

議案第 1 号の補足説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（林 晴道君） 事務局の補足説明は終わりました。

質疑を許します。

苅谷進一議員。

○8 番（苅谷進一君） 予算に関しては反対しませんけれども、何点か確認事項がありますので、質問させていただきます。

議長、傍聴者が会議中に携帯するのは、これ、退場もんだよこれ。注意してくださいよ。

まず初めに、先ほど局長から説明いただきました、歳入歳出の中で、不用額が出てますね。最終的な実質収支額の差額が 760 万何がしが出てます。繰越なしでいってるわけですけども、この内容につきまして、御説明をまず 1 点いただきたい。

次に、不用額の部分で、13 ページ東総振興センターの解体につきまして、解体の予定額はいくらであったか。入札金額はいくらであったか。追加がなかったか。アスベストがなかったか。その詳細の説明をお願いします。

（「議長、先に注意して」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 暫時休憩をいたします。

午後3時50分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（林 晴道君） 会議を再開いたします。

荻谷議員の質疑に対し、答弁を求めます。

（「総務だろ、総務課長」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 暫時休憩をいたします。議員各位は議席でそのままお待ちください。

午後3時50分 休憩

午後3時52分 再開

○議長（林 晴道君） 会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（嶋田 豊君） はい、それでは荻谷議員さんの質問にお答えします。

まず1点目の繰越額の不用額についてなんですけれども、こちらは通常の執行残に加えまして、一般管理費におきまして、庁舎解体撤去工事に伴う入札等による執行残と319万2,885円。企画費におきまして、広報紙ふるさと東総の構成ページ数減等に伴う執行残57万2,357円。予備費としまして、50万円の未執行によるものでございます。

それと、解体工事の予定額ですが、6,306万3,000円となっております。ちなみに、契約金額につきましても、5,801万4,000円となっております。

（「数字が合わない、合っていないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 暫時休憩をいたします。

午後3時53分 休憩

午後4時13分 再開

○議長（林 晴道君） 会議を再開いたします。

林事務局長。

○事務局長（林 豊君） はい、歳入歳出差し引き残額の762万2,847円につきましては。

（「ページ数言ったほうがいいよ」と呼ぶ者あり）

○事務局長（林 豊君） はい、5ページですね。こちらの歳入歳出差し引き残額につきましては。

（「違うよ。先に14ページ」と呼ぶ者あり）

○事務局長（林 豊君） 14ページ、実質収支に関する調書につきまして、5の実質収支額762万3,000円の取り扱いですけれども、訂正をお願いいたします。

翌年度に、この金額を繰越しいたします。

その旨を、この調書のほうに追記をさせていただきたいと思います。また、後日その資料につきましては、事務局のほうから各議員の皆様へ配付をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 晴道君） 他に質疑は。
（「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 引き続きお願いします。

○事務局長（林 豊君） はい、続きまして、東総振興センターの解体撤去の費用につきましてですが、当初の契約としまして、予定価格6億3,006万3,000円に対しまして。
（「6億じゃないよ」と呼ぶ者あり）

○事務局長（林 豊君） 失礼しました。はい、6,306万3,000円に対しまして、契約金額5,801万4,000円、落札率92パーセントでございました。

その当初契約に対しまして、追加工事がありました。当初設計で把握しきれませんでした草刈りの必要範囲が広がったこと、また什器類の処分料が明確になったことなどから、工事を進めていく中で、追加工事が発生しましたので、変更契約で対応させていただいております。

変更契約金額は、145万2,000円増額ということで、変更契約後の金額5,946万6,000円でした。

なお、アスベストにつきましては、ありました。アスベストのほうありまして、当初設計のほうで見て、当初契約の中で対応しております。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） アスベストはもう古い建物なのであるのかなと思ってました。まだその度合いによっては追加が出るのかなと心配してたところではありますが、当初設計に盛っていたPCBがあったということで、そのPCBの処分はいずれしなきゃならないと思います。そのPCBの処分に当たっての費用はいつ頃組んで、いつ頃していくのでしょうか。それをお答えいただきたいと思います。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の再質疑に対し、答弁を求めます。
林事務局長。

○事務局長（林 豊君） はい、PCBの処分につきましては、今現在、こちら海上庁舎のほうでPCBのほうを保管させていただいております。PCBの処分の時期は、これから事務局のほうで検討してまいるんですけども、検討次第ですね、予算のほうに組み込んで処分のほうをさせていただきたいと考えております。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷 進一君） 保管をさせていただいてるってということでございますけど、管理者には申し訳ないんですけど、いわゆる危険物でございます。ですから、早めの処分をしていただきたい。それで、今回不用額が出た760万をそれに充当させるのが順当でありますので、次年度予算をこれからまた編成していく場合でございますので、管理者のほうで取り計らいいただけますでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。
米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 議員おっしゃるように、PCB、危険物でございますので、できるだけ

早い時期に処理できるように努めてまいります。ありがとうございます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号を議題とします。

事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

○事務局長(林 豊君) それでは、議案第2号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書の20ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、歳入合計は予算現額443万円に対しまして、調定額、収入済額ともに587万4,168円で、不納欠損額、収入未済額はともになく、予算現額と収入済額との比較は144万4,168円の増でございます。

22ページ、23ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計は予算現額443万円に対しまして、支出済額は299万4,846円で、継続費や繰越明許費などの翌年度の繰越額はなく、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに143万5,154円で、歳入歳出差引残額は287万9,322円でございます。うち、基金への繰入額はございません。

26ページをお開きください。

決算事項別明細書の歳入でございます。

1款1項1目利子及び配当金の収入済額600円は、ふるさと市町村圏基金の運用による利子収入でございます。

2款1項1目ふるさと市町村圏基金繰入金収入済額392万9,000円は、職員共同研修等の事業費の財源に充てるため、基金を取り崩して繰り入れたものでございます。

3款1項1目繰越金の収入済額194万4,568円は、前年度からの繰越金でございます。

28ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目ふるさと振興費支出済額は299万4,846円でございます。

その主な内容でございますが、7節報償費と8節旅費は、職員OBや区市町村課へ講師を依頼した際の謝礼及び旅費でございます。

10節需用費は、研修に係る消耗品費と食糧費でございます。

12節委託料支出済額242万4,530円は、職員共同研修講義委託料等でございます。

18節負担金、補助及び交付金、支出済額44万3,000円は、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会に対する負担金でございます。

2款予備費につきましては、予算現額20万円で支出等はございませんでした。

30ページを御覧ください。

実質収支に関する調書は記載のとおりでございますが、5、実質収支額は287万9,000円ござ

いまして、翌年度に繰り越しをさせていただきます。

なお、その旨を調書のほうに記載しておりませんでしたので、この場で追記をさせていただきます。

また、後日議員の皆様には資料の配付をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
続きまして、31 ページを御覧ください。

財産に関する調書でございますが、ふるさと市町村圏基金 2,509 万 9,000 円のうち、各種事業費に充てるため 392 万 9,000 円を取り崩したことから、決算年度末の現在高は 2,117 万円でございます。

続きまして、別冊、決算に係る主要な施策の成果、こちらの 2 ページをお開きください。

職員共同研修事業につきまして、決算額は 255 万 1,846 円でございます。

新任、初級、中級職員、監督者等の 8 課程、延べ 32 日間の研修を実施いたしました。修了者数は 259 名でございました。

3 ページをお開きください。

中学生海外派遣研修事業につきましては、決算額は 0 でございます。

令和 4 年度は、令和 2 年度、3 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により中止をいたしました。

4 ページを御覧ください。

銚子連絡道路整備促進事業につきましては、決算額は 44 万 3,000 円でございます。

これは山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会に対する負担金でございます。

期成同盟会の主な活動でございますが、令和 4 年 11 月 28 日に、豊田前国土交通副大臣をはじめ、地元選出国會議員や国土交通省など関係機関に対し要望活動を実施いたしました。

なお、例年開催しておりました、地区大会につきましては、令和 2 年度、令和 3 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしました。

議案第 2 号の補足説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 晴道君） 事務局の補足説明は終わりました。

質疑を許します。

荻谷進一議員。

○8 番（荻谷進一君） 今、事業の内容の説明を受けましたが、結局、基金の取り崩しということでございますね。管理者、これ前々からシンガポールの研修も踏まえて、あと何年できるかわかんないということでありまして、今回シンガポール中止になったから、そっちの基金の捻出はなかったわけですが、次年度はもうこういう環境下ですから、執行していくと思います。その確認と、これから予算が始まりますので、それから基金のあり方において、今後例えば一般廃棄物のほうからの SDG s を考えて、どこからか、例えば廃棄物処理の金属とか、そういう負担で収入があったものから、一部基金繰り入れがやっぱり今の経済状態とか、環境状態並びに社会一般常識を考えていくと必要かと思っておりますので、その点も来年度予算を踏まえて編成していただけるかどうか。2 点御確認をお願いします。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の質疑に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい、ありがとうございます。来年のシンガポール研修に関しましては、

実施する方向で現在予算編成をしているところでございます。また、基金、あと何年っていうのも見えて、何年で終わってしまうっていうのも見えてきておりますので、今後この事業を継続できるような方向で、基金の手当てをしてまいりたいと思います。よろしくお祈りします。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） ありがとうございます。

結構中学生の中から評価を得ていますので、できればこういう基金を広げてですね、もうちょっとできれば人数も増えて、そういう方々が行けるような場を作っていただけるよう、管理者にお願いして質問を終わります。

○議長（林 晴道君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号を議題とします。

事務局の補足説明を求めます。

林事務局長。

○事務局長（林 豊君） はい、それでは議案第3号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

決算書の34ページをお開きください。

初めに歳入でございます。

歳入合計は、予算現額13億8,743万7,000円に対しまして、調定額及び収入済額はともに14億5,774万8,669円で、不納欠損額、収入未済額はともになく、予算現額と収入済額との比較は7,031万1,669円の増でございます。

36ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計は予算現額13億8,743万7,000円に対しまして、支出済額12億9,855万9,093円で、翌年度繰越額はなく、不用額及び予算現額と支出済額との比較は8,887万7,907円でございます。

歳入歳出差引残額は1億5,918万9,576円でございます。

40ページをお開きください。

決算事項別明細書の歳入でございます。

1款1項1目衛生費負担金収入済額6億6,073万円は、関係3市からの負担金収入でございます。

2款1項1目行政財産使用料収入済額6万3,897円は、クリーンセンターと最終処分場において、東電などが電柱などを設置する目的で土地建物の一部を占用したことに伴う使用料の収入でございます。

2款2項1目清掃手数料収入済額3億8,739万8,700円は、クリーンセンターと中継施設に直接搬入された廃棄物の処理手数料収入でございます。

5款1項1目繰越金収入済額1億4,363万5,344円は、前年度からの繰越金収入でございます。

6款1項1目雑入収入済額2億6,469万7,404円は、クリーンセンター運転に伴い余剰電力の売電収入配分金と、ペットボトル、アルミ缶などの資源化物売払いなどに伴う収入でございます。

6款1項2目弁償金収入済額122万3,324円は、令和4年6月から7月の間に発生したクリーン

センターの設備トラブルで運転を一時停止したことにより、焼却対象ごみを本施設以外で処理したことに伴い、本来見込んでいた売電配分金の逸失分を、損害賠償金として運営事業者から支払われたものでございます。

42 ページをお開きください。

次に、歳出でございます。

1 款衛生費の支出済額は 12 億 9,855 万 9,093 円でございます。

項目ごとに御説明いたします。

まず 1 項 1 目清掃総務費支出済額 6,991 万 9,836 円の内訳につきまして、1 節報酬支出済額 231 万 1,916 円は、廃棄物減量等推進審議会を開催したことに伴い、委員報酬と環境施設課に所属する会計年度任用職員の報酬でございます。

2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費は、環境施設課と中継施設課の職員計 7 名分の人件費で、支出済額合計は 6,032 万 4,050 円でございます。

8 節旅費支出済額 11 万 6,067 円は、県関係部署との協議に伴う出張旅費と、環境施設課に所属する会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償でございます。

10 節需用費支出済額 55 万 8,013 円は、事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費、組合広報紙ふるさと東総の印刷費でございます。

11 節役務費支出済額 28 万 9,244 円は、切手購入に係る通信運搬費、指定金融機関への収納事務取扱手数料や組合広報紙ふるさと東総の新聞折込に係る手数料、公用車の保険料でございます。

12 節委託料支出済額 484 万円は、一般廃棄物ごみ処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画策定支援業務委託料でございます。

13 節使用料及び賃借料支出済額 116 万 5,706 円は、出張時の有料道路通行料、パソコンのセキュリティソフトの更新料、公用車の賃借料、環境施設課と各中継施設で使用する複合機の賃借料でございます。

17 節備品購入費支出済額 28 万 6,000 円は、中継施設課で使用するパソコンの更新のため、新たに購入したものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金支出済額 2 万 8,840 円は、千葉県環境衛生促進協議会負担金等でございます。

続いて、2 目ごみ処理費支出済額 1 億 8,274 万 7,452 円の内訳について、10 節需用費支出済額 491 万 1,018 円は、運搬車両用の消耗品と燃料費や、車検整備等に係る修繕費でございます。

11 節役務費支出済額 48 万 2,934 円は、運搬車両の車検等に伴う手数料と保険料でございます。

12 節委託料支出済額 5,715 万 6,000 円は、各中継施設で受け入れたごみを大型塵芥車等へ積み替えてクリーンセンターへ運搬する業務の委託料 3,088 万 8,000 円、匝瑳市のステーション収集で集められた資源ごみ等をクリーンセンターや匝瑳中継施設へ運搬する業務と、匝瑳中継施設に集められた資源及び粗大ごみなどをクリーンセンターへ運搬する業務の委託料として、2,626 万 8,000 円となっております。

44 ページをお開きください。

続いて、17 節備品購入費支出済額 1,056 万円は、旭中継施設で使用する 3 トン塵芥車を購入したものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金支出済額 1 億 926 万 5,500 円は、主に組合関係市のステーション

収集に係る業務委託料につきまして、運搬先がクリーンセンターになったことで増額した分の差額相当費用を、組合から関係市に負担金として支出したものでございます。

26 節公課費支出済額 37 万 2,000 円は、運搬車両に係る自動車重量税でございます。

続いて、3 目塵芥処理施設管理費支出済額 8 億 6,644 万 3,066 円の内訳につきまして、10 節需用費支出済額 1 万 7,960 円は、現場作業用の消耗品費と燃料費でございます。

11 節役務費支出済額 287 万 1,648 円は、クリーンセンターの電話料金やインターネット使用に係る通信運搬費、インターネット環境の初期設定手数料、またクリーンセンター建物に係る保険料でございます。

12 節委託料支出済額 8 億 5,355 万 3,458 円は、管理棟事務室の警備業務、クリーンセンターからの雨水放流水の水質調査業務、クリーンセンターに搬入された蛍光管などの有害ごみの処理業務、クリーンセンターの管理運営業務、管理運営業務をモニタリングする業務、特定分別基準適合物の再商品化業務でございます。

18 節負担金、補助及び交付金支出済額 1,000 万円は、クリーンセンター周辺の銚子市野尻町地区の 16 町内会に対しまして、建設時に締結をした協定書に基づき地域活性化交付金として支出をしたものでございます。

続いて、4 目最終処分場管理費支出済額 7,690 万 1,186 円の内訳につきまして、10 節需用費 100 万円は、修繕費として予算計上しましたが、支出のほうはございませんでした。

11 節役務費支出済額 30 万 9,873 円は、最終処分場建物に係る保険料でございます。

12 節委託料支出済額 7,359 万 1,313 円の内訳につきまして、処分場からの雨水放流水の水質調査業務、処分場の管理運営業務、管理運営モニタリング業務、処分場から排出された副生塩の成分分析業務でございます。

18 節負担金、補助及び交付金支出済額 300 万円は処分場周辺の銚子市森戸町内会に対しまして、建設時に締結した協定書に基づき地域活性化交付金として支出したものでございます。

続いて、5 目中継施設管理費支出済額 8,560 万 4,900 円の内訳につきまして、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費は、旭中継施設と匝瑳中継施設で従事する一般職員及び会計年度任用職員計 10 名分の人件費で、支出済額合計は 4,899 万 1,443 円でございます。

続いて、46 ページをお開きください。

10 節需用費支出済額 468 万 5,367 円は、中継施設に係る事務用品等の消耗品費、作業用重機等の燃料費、計量票用紙の印刷費、電気、水道に係る光熱水費、作業用重機の修理に係る修繕費でございます。

11 節役務費支出済額 136 万 790 円は、中継施設の電話料金に係る通信運搬費、浄化槽清掃や計量器の定期検査等に係る手数料、中継施設の建物と作業用重機に係る保険料でございます。

12 節委託料支出済額 3,045 万 5,844 円は、浄化槽の保守点検業務、自家用電気工作物の保守管理業務、中継施設において搬入された一般廃棄物の仕分け等を行う業務、旭中継施設の受付、計量を行う業務、匝瑳中継施設において運搬車両へ粗大ごみの積み込みを行う業務、中継施設の警備業務、以上でございます。

18 節負担金、補助及び交付金支出済額 11 万 1,456 円は、旭中継施設周辺の地元対策協議会への負担金等でございます。

続いて、2 項 1 目施設建設費支出済額 1,694 万 2,653 円の内訳につきまして、1 節報酬、3 節職

員手当等、4節共済費は、中継施設課において従事する会計年度任用職員1名分の人件費で、支出済額は合計144万5,251円でございます。

8節旅費支出済額7万2,468円は、会計年度任用職員の交通費に係る費用弁償でございます。

12節委託料支出済額847万5,000円は、クリーンセンターの建設に伴い実施してきました、環境影響評価の事後調査業務でございます。なお、この調査業務につきましては、平成30年度からの継続費でありまして、さきの報告第1号で継続費の精算の報告をさせていただいた内容のものでございます。

14節工事請負費支出済額75万9,000円は、最終処分場搬入道路の土留設置工事費でございます。

18節負担金、補助及び交付金支出済額619万934円は、銚子市が実施している既存ごみ処理施設解体撤去事業に対する負担金でございます。

2款予備費につきましては、当初予算額904万2,000円から、2項1目14節の工事請負費の、最終処分場搬入道路の土留設置工事費としまして75万9,000円を充当しております。

48ページをお開きください。

実質収支に関する調書につきましては、記載のとおりでございますけれども、5の実質収支額は、1億5,919万円でございます。こちらの1億5,919万円につきましては、翌年度に繰り越しをさせていただきます。

なお、こちらの調書にその旨が記載されておりませんので、その旨を追記させていただきたいと思っております。また、議員の皆様には、こちらの資料を、後日訂正したものを配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

50ページをお開きください。

財産に関する調書につきましては、1、公有財産、(1)土地及び建物の表において、決算年度中の増減はありませんでした。

2、物品の表におきまして、運搬車両の決算年度中、3トン塵芥車を1台新たに購入いたしましたので、増減高1台を計上しております。

3、基金(1)と(2)の表において、ごみ処理施設と最終処分場の緊急対策基金として、令和3年度にそれぞれ1,000万円積み立てたものでございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

続きまして、一般廃棄物処理事業特別会計の決算に係る主要な施策の成果について御説明をいたします。

別冊の決算に係る主要な施策の成果、こちらの5ページをお開きください。

ごみ処理広域化推進事業につきましては、決算額12億2,863万9,257円でございます。

初めに、東総地区クリーンセンターの運営に係る取組でございますが、施設の供用を開始しました令和3年度から引き続き、関係市内から排出される一般廃棄物を焼却処理及び資源化処理をしてきました。

また、焼却に伴う余熱を利用して発電した電力を施設内に供給しまして、余剰電力につきましては売電をしております。令和4年度における年間焼却処理量は5万2,458トン、缶類やペットボトル等の年間資源化量は2,681トン、また運営事業者によるスラグやメタル等の年間資源化量は5,826トンでした。

余熱利用によります年間発電量は2,792万2,030キロワットアワーで、うち、売電量は約6割と

なります1,728万8,238キロワットアワーでございました。

続いて、東総地区最終処分場の運営に係る取り組みでございしますが、クリーンセンターと同様に令和3年度から引き続き、クリーンセンターから排出される飛灰処理物を受け入れ、埋め立て処分をしております。年間の飛灰処理物搬入量は1,860トンでございました。

続いて、旭、匝瑳中継施設の運営に係る取り組みでございしますが、令和3年度から引き続き、旧旭市クリーンセンター及び、旧松山清掃工場の敷地を借用し、市民と事業者の直接搬入ごみを受け入れ、クリーンセンターへ運搬する中継業務を実施いたしました。

旭中継施設における年間搬入量は1,641トン、匝瑳中継施設における年間搬入量は1,344トンでございました。

議案第3号の補足説明は、以上でございします。よろしくお願いたします。

○議長（林 晴道君） 事務局の補足説明は終わりました。

質疑を許します。

苺谷進一議員。

○8番（苺谷進一君） この決算書を見ますと、1億5,000万、1割強の額が不用で出ている。不用というのを含めてですけども、これ、予算編成のね、扱いがおかしいんじゃないかなと思うんですよ。どういう点はその予算編成で、まず問題だったかっていうのは分析をされたかどうか、1点お願いします。

次に、この売電収入に関して、先ほど補足説明のほうでありましたけども、これ、今、売電の収入に関しては、どういう形で売電収入を得てるのか。実際、全部発電した売電のものの一部を施設に使って、余剰金を売電っていうことでございました。その余剰金の売却額が、単価がいくらになってるのか。変動かと思うんですけども、そういう資料をまず御提示をいただきたい。

次に、資源化の収入で、1億2,500万ございします。この資源化の収入が、詳細は、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、金属、衣類、紙類とあります。どのくらい出て、どういう金額になってるのか。今、前に言った、衣類、紙、紙もちょっと上がってますね、正直。大分収入額が上がってると思います。これだけでは、収入の差額が出たわけではないと思いますので、なんか知らないけど、これが調定額と、ここで差額は一応出てますけども、この辺の見通しはしても、あまりにも予算がですね、1億5,000万弱っていうのは、これおかしいということであります。

あと、41ページの、弁償金のところの損害賠償金って、これ何の損害賠償金なのか、ちょっと御説明をいただきたいと思います。その点、第1回目の質問をお願いします。

○議長（林 晴道君） 苺谷議員の質疑に対し、答弁を求めます。

林事務局長。

○事務局長（林 豊君） 不用額について私のほうから、お答えさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、不用額が大分出ておまして、令和3年度の決算額においても不用額が出ておりました。令和4年度の編成時にもその辺、令和3年度の実績を踏まえながら、編成をしたんですけども、結果的には不用額が出てしまったところでございます。

分析というところなんですけども、ごみ処理施設運用開始から、2年目の年度ということもありまして、運用初年度となる令和3年度の半年の実績のみでの予算編成だったことから、歳入歳出ともに、結果的に適正な見込みが事務局のほうとしてできてなかったというところであります。

来年度、令和6年度の予算編成につきましては、3年度の実績、4年度の実績が出ておりますの

で、これまでの事業実績を踏まえて、よく精査した上で、構成市に過度な負担を求めないように、不用額減縮に努めて、予算編成のほうを取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） 答弁漏れ。売電のやつが。

○議長（林 晴道君） 引き続き答弁を願います。

環境施設課長。

○環境施設課長（西ノ宮正人君） 私のほうから、売電収入の配分金の件について御説明をさせていただきます。令和4年度の売電の収入につきましては、クリーンセンターの運転に伴う余剰電力分の、売電収入のうち、2分の1を施設運営事業者から配分金として。

（「それはわかってる、単価単価」と呼ぶ者あり）

○環境施設課長（西ノ宮正人君） 単価につきましては、バイオマス分については、税抜きで17円、非バイオマス分につきましては、12,1253円でございます。

○議長（林 晴道君） 本日の会議時間は、議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長いたします。

引き続きお願いいたします。

荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） それからですね、不用額の取り扱いについては一応繰り越すということですが、過度な負担をとという今説明のあったとおりでありますから、本来であったら、返してもいいんだけど、返す手続き、前に広域で結構やったことあるんですよ。だけど、今それは難しいと思うんで、来年度の各市に対する負担を早めに算定して、各市の財政課と調整をお願いしたいと思います。その点、局長がいかがかかなという返事が1つと、それから45ページの委託費の中の放流水調査の部分のやつがどんと返ってきてるよね、3,100万。不用額で。出てるよね。わかります、わかります。これ、あまりにもちょっと差が大きすぎるんだけど。なんでこうなっちゃったのか。これはおかしいんだ。ちょっとね、その説明2点お願いします。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

林事務局長。

○事務局長（林 豊君） 繰越金の構成市への負担金の取り扱いにつきましては、今年度予算編成をしまして、見込みを速やかに計算しまして、各市にですね、来年度の負担金について御報告、説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（林 晴道君） 環境施設課長。

○環境施設課長（西ノ宮正人君） 私のほうからは、45ページにある最終処分管理費の、12節の委託料の不用額について、御説明をさせていただきます。

まず一つはですね、不用額、細節の中の項目の二つ目、管理運営業務委託料6,925万4,013円が決算額となっておりますが、こちらにつきましては、予算額8,527万2,000円で見込んでおりました。そのような中ですね、最終処分場の管理運営業務を一括して業者に委託してるところなんですけども、電気料ですとか、水道料、あと、燃料ですね、あと、薬品の使用量などによりまして、支払う変動費分の実績が少なかったことによりまして、この項目だけですね、1,600万ほど不用額が出ております。

もう一つはですね、当初予算で、最終処分場から発生します副生塩の運搬処分業務委託料という

ことで、1,488万3,000円の予算を計上しておりましたが、浸出水処理施設における脱塩処理、副生塩が発生する設備のほうが12月頃から、少しずつ塩が出てきているんですけども、まだ量がたくさん出ておりませんので、処分の業務委託を令和4年度は実施しなかったため、1,480万ほど不用額が出たということでございます。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） 塩はね、最初からそんな出ないっていうのが前提じゃないですか。過度な予算を組んで各市に負担を取らないでくださいよ。我々視察に行った段階でも、塩はほとんど出ませんと。あの機械が稼働し、なかなかできないというのが今までの経緯だったじゃないですか。

あと、管理のところ、よくちょっと業者と、委託業者と、たしか委託管理費が相当安く落札した業者がいたと思ったんですね。その業者がやってるはずですから、もうちょっと綿密に、調査しながらですね、打ち合わせをしていただかないと。過度な予算はやっぱり困ります。そこは重々担当課として取り扱っていただきたい。

それから来年度、今局長からお話ありましたが、各市の負担をそれに合わせて、総じて減額するという方向でいって、余剰金をあんまり残さないという解釈でいいのかなどうか。

管理者、局長でもいいですね。局長、答弁お願いします。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

林事務局長。

○事務局長（林 豊君） 議員おっしゃるとおり、対応させていただきたいと考えております。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号の質疑を終わります。

これをもって、議案質疑を終結いたします。

会議は途中ですが、ここで午後5時10分まで休憩いたします。

午後5時00分 休憩

午後5時10分 再開

○議長（林 晴道君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第11 一般質問

○議長（林 晴道君） 日程第11、一般質問を行います。

あらかじめ申し添えますが、一般質問の発言時間は答弁時間を含め60分となっております。

なお、質問の方法については、宮内保議員は一問一答制、石上友寛議員、苅谷進一議員ともに初回総括質問、再質問から一問一答制によるものとの通告を受けておりますので、申し添えます。

それでは、通告により順次質問を許します。

初めに、宮内保議員。

○5番（宮内 保君） それでは、一般質問させていただきます。

旭市議会、宮内です。通告に従いまして、3項目について一般質問を行います。

それでは、ごみ処理の広域化に関する事業は、広域ごみ処理施設の管理運営を初め、私たちの生活には欠かせない事業であります。現在、中継施設整備事業が滞っている状況にあります。この中継施設整備事業が滞っていると、市民生活への影響も出ないとも考えられます。

そのような中でありますが、令和5年8月31日に行われました、東広議員の意見交換会では、結論は出ませんでした。意見交換会の中、事務局長より説明も受けましたが、私なりに確認したいことを、一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めは、構成市からの決議についてお伺いいたします。

2項目めは、東総クリーンセンターの稼働状況についてお伺いいたします。

3項目めは、中継施設整備事業についてお伺いいたします。

以上、3項目についてお伺いいたします。

それでは、まず1項目目の構成市からの決議について、(1)として、令和5年6月頃に、匝瑳市議会議長名で、東総地区広域市町村圏事務組合中継施設整備事業に関する決議について、が当組合長、管理者宛てに送付されたとお聞きしましたので、その内容についてお伺いいたします。

○議長（林 晴道君） 宮内保議員の一般質問に対する答弁を求めます。

林事務局長。

○事務局長（林 豊君） それでは、匝瑳市の決議の内容につきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、匝瑳市議会6月定例会におきまして、今年の6月19日に匝瑳市議会において議決をされ、6月22日付けで山崎匝瑳市議長から直接、米本管理者に提出され受理したものでございます。

決議文につきましては、決議名が「東総地区広域市町村圏事務組合中継施設整備事業に関する決議」ということございまして、以降、決議文の内容を申し上げます。

匝瑳市議会は、東総地区広域市町村圏事務組合中継施設整備事業に関し、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）に下記の項目について申し入れることを決議する。

記

- 1、組合の事業である、匝瑳中継施設における旧松山清掃工場の解体及び中継施設整備に係る費用、循環型社会形成推進交付金の申請を直ちに行うこと。
- 2、組合の管理者は銚子市長の意見を聞かず、前の議会で推進すると明言している以上、直ちに循環型社会形成推進交付金の申請と事業を進めること。
- 3、管理者は、匝瑳中継施設の施設整備について、基本計画通りとし、変更はしないこと。
- 4、管理者及び副管理者は、議会の決議で決定している事業内容を勝手に管理者同士で話し合いをし、変更をしないこと。
- 5、この事業が令和5年度において、循環型社会形成推進交付金申請または、工事の着手がなされなかった場合は匝瑳市が組合に加入している意味が存在しない。しかるに直ちに事業を進めること。
- 6、匝瑳中継施設についての費用は、計画通り組合で行い、決定している負担割合で行うこと。
- 7、旧銚子市清掃センターの解体工事費の不足金（未交付分）については、組合で一切負担しないこと。

以上、決議する。

令和5年6月19日 匝瑳市議会

以上のとおりの内容となっております。

○5番（宮内 保君） ありがとうございます。

それでは続きましてですね、(2)として、同じように令和5年7月頃に、銚子市市議会議長名で、東総地区広域市町村圏事務組合事業の公平・公正な執行を求める決議について、が当組合管理者宛てに送付されたとお聞きしましたので、その内容についても伺いいたします。

○議長（林 晴道君） 宮内保議員の質問に対し、答弁を求めます。

林事務局長。

○事務局長（林 豊君） 銚子市議会から提出されました決議文の内容についてお答えします。

こちらにつきましては銚子市議会6月定例会におきまして、今年の6月29日に銚子市議会において議決をされ、7月3日付で広野銚子市議長から直接、米本管理者に提出され受理しているものでございます。

決議文につきましては、決議名が「東総地区広域市町村圏事務組合事業の公平公正な執行を求める決議」ということございまして、以降、決議文の内容を申し上げます。

銚子市議会は、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）に対し、組合事業の公平公正な執行を求め、次のとおり申し入れる。

1 組合は、銚子市・旭市・匝瑳市で構成する一部事務組合であり、組合が実施する共同事業や費用負担に影響を与える事項については、構成市の合意により執行すること。

特に、中継施設整備事業（既存施設の解体含む。）については、費用負担が大きいことから、この方針を徹底すること。

2 組合は、地方自治法などの関係法令の定めに従い、組合執行部と組合議会の役割・関係を重視した適正な組合運営により、円滑に共同事業を推進すること。

3 組合が実施する共同事業については、最小の経費で最大の効果が得られるよう、費用対効果を十分検証し、必要に応じて規模・機能・事業手法を見直し、構成市の費用負担をできる限り縮減すること。

以上、決議する。

令和5年6月29日 銚子市議会。

以上のとおりの内容となっております。

○議長（林 晴道君） 宮内保議員。

○5番（宮内 保君） 両市の決議文については、よく理解できました。ありがとうございます。

それでは、2項目めの東総クリーンセンターの稼働状況について伺いいたします。

(1)として、まず東総クリーンセンターの稼働年月日について伺いいたします。

○議長（林 晴道君） 宮内議員の質問に対し、答弁を求めます。

中継施設課長。

○中継施設課長（川島誠二君） それでは、東総クリーンセンターの稼働年月日についてお尋ねですので、お答えいたします。

東総地区クリーンセンターは、令和3年4月1日からの稼働となっております。

以上です。

○議長（林 晴道君） 宮内保議員。

○5番（宮内 保君） はい、わかりました。

令和3年の4月1日から稼働を始めたということでありました。

それでは、再質問します。各市で行われていた、ごみの清掃センターは、東総クリーンセンターが稼働してからはどのような事業内容で利用されているのか。また休止状態になっているのか。現在の状況についてお伺いいたします。

○議長（林 晴道君） 宮内議員の質問に対し、答弁を求めます。

中継施設課長。

○中継施設課長（川島誠二君） それでは、クリーンセンター稼働後の各市のごみ清掃センター、ごみ処理場について、どのような事業内容で利用されているのか、ということでお尋ねでございますので、お答えいたします。

クリーンセンター稼働後、銚子市、旭市及び匝瑳市の既存ごみ処理施設につきましては、銚子市の既存ごみ処理施設については、現在解体工事中でございます。

旭市及び匝瑳市の既存ごみ処理施設につきましては、クリーンセンター稼働後、各施設において、市民等から直接搬入されたごみを受け入れ、そのごみを大型塵芥車に積み替えてクリーンセンターへ運ぶための中継施設として運用しております。

中継施設の運営状況でございますが、令和3年度におきましては、旭中継施設の搬入台数が5万4,460台、搬入量が2,157.42トン。匝瑳中継施設の搬入台数が1万3,974台、搬入量が1,353.57トンでございました。

また、令和4年度の旭中継施設の搬入台数につきましては、4万6,810台、搬入量が1,641.24トン。匝瑳中継施設につきましては、搬入台数は1万4,910台、搬入量が1,344.43トンでございました。

以上です。

○議長（林 晴道君） 宮内保議員。

○5番（宮内 保君） ありがとうございます。

銚子の清掃センターは解体中ということで、匝瑳市、旭市は中継施設で利用しているということでありました。よく分かりました。

それでは、匝瑳市、旭市ですね、施設の所有者は誰なのか、お伺いいたします。

○議長（林 晴道君） 宮内議員の質問に対し、答弁を求めます。

中継施設課長。

○中継施設課長（川島誠二君） 中継施設の所有者は誰か、どこか、というお尋ねですので、お答えいたします。

中継施設の所有者は、旭中継施設は旭市、匝瑳中継施設は匝瑳市となっており、両施設とも、各市へ施設の使用の申請後に貸借契約を結んだ後、当組合で借り受けております。

以上です。

○議長（林 晴道君） 宮内保議員。

○5番（宮内 保君） 両施設とも、東広が借り受けをしているということでありました。

それではですね、匝瑳市の施設は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合が建設し、利用してきたわけですが、それでは、所有権が匝瑳市に移った年月日、また、金額などの経緯をお伺いいたし

ます。

○議長（林 晴道君） 宮内議員の質問に対し、答弁を求めます。

中継施設課長。

○中継施設課長（川島誠二君） はい、旧松山清掃工場が匝瑳市ほか二町環境衛生組合から匝瑳市へ所有権移転した際の年月日、金額等というお尋ねにお答えいたします。

環境衛生組合から匝瑳市へ所有権が移転した経緯等につきまして、年月日及び金額について匝瑳市に確認いたしましたところ、土地の取得にかかる契約年月日が令和4年3月10日、売買代金が3,119万9,520円とのことでした。建物等の取得にかかる年月日は、同じく令和4年3月10日、金額は無償とのことでお聞きしております。

以上の内容で、土地と建物について、それぞれ別々に契約して譲渡を受けているということでした。

以上です。

○議長（林 晴道君） 宮内保議員。

○5番（宮内 保君） ありがとうございます。

土地の取得が令和4年の3月10日で、クリーンセンターの稼働が令和3年の4月1日ということで、何か土地の取得、また先ほどの建物の無償譲渡が、やはり令和4年の3月10日、金額は無償で、土地の売買代金が3,119万9,520円という。ここでもう少し、私ちょっとしつこく聞こうと思ったんですけども、先ほど匝瑳市の市長、宮内市長さんが、冒頭、いろいろ非常にこう、建設的に、前向きな発言がありましたので、まあ、これ以上は。この辺はいいんですけども。

ここでですね、匝瑳市長さんにね、ちょっと面談とかそういうので、全然通告も何もしてないんですけども、私も匝瑳市のある議員に、今回の件に関していろいろお聞きしました。その中でやはり、多古町、横芝光町の負担金分、約2割、2割ずつでしたでしょうか。それを匝瑳市が負担するということになると、恐らく匝瑳市の市議会がそれは了解しないだろうと、そういうことをその議員はおっしゃられておりました。ですので、匝瑳市の市長として、宮内市長さんの、御意見、取り組みを、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 晴道君） 宮内議員の質問に対し、答弁を求めます。

宮内副管理者。

○副管理者（宮内康幸君） それでは、ただいまの宮内保議員の御質問にお答えします。

今議会の冒頭で申し上げましたとおり、これまでの懸案事項でありました、旧松山清掃工場の解体撤去に係るこの一部負担というところにつきましては、今後、この前に首長会議においても打ち合わせをさせていただきましたが、その中でも説明を、この旨を伝えさせていただきました、各市説明をいただくということでお知らせしております。

また我々も、まだ全議員に伝わっているわけではないので、その辺はしっかりと前に進められるように対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（林 晴道君） 宮内保議員。

○5番（宮内 保君） はい、宮内市長さんありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、これも本当だったら別に質問しなくてもいいんですけども、あえて質問させていた

できます。

それでは3項目の中継施設整備事業について、質問させていただきます。

まず(1)として、経費負担の考え方と、これまでの協議内容についてはいろいろ伺ってきておりますが、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の令和3年3月の定例議会での一般質問で、解体費用負担はないと理解してよろしいのでしょうか、という質問に対し、当時の太田管理者は、まだ決まっています。方向は東総地区広域市町村圏事務組合で行うということに進んでいることは事実ですけれども、銚子市、旭市が解体しないということでもありますので、変わってきているところもありますけれども、匝瑳市ほか二町環境衛生組合が匝瑳市に所有権移転するという場合においては、東総地区広域市町村圏事務組合で解体していただきたいということで、強くお願いしていきたいと思っております。との答弁がされております。

この時点では、負担の仕方は決まっていないことは明らかですが、その後、東広の組合で、首長会、管理者、また副管理者会議、担当課長会議では、どのような協議、合意があったのか、お伺いいたします。

○議長(林 晴道君) 宮内議員の質問に対し、答弁を求めます。

林事務局長。

○事務局長(林 豊君) 正副管理者会議等で、どのような協議、合意があったかとの御質問ですけれども、これまで正副管理者におきまして協議を重ねてまいりましたが、正副管理者間でも合意に至ってなかったところがございますけれども、先ほど、冒頭で宮内副管理者から、御報告があったとおりでございまして、現在、今後ですね、費用負担についての協議が整う状況でございます。

○議長(林 晴道君) 宮内保議員。

○5番(宮内 保君) はい、ありがとうございます。

なんか大分前に進んだような気がいたします。

それでは、首長会で合意できないので、組合議会に解体予算案が提案されないということは、理解できました。でも、先ほどの冒頭の宮内匝瑳市長の御発言で、それが進むということでもありますので、よろしくお伺いいたします。

これもちょっとしつこいようで大変恐縮なんですけれども、まだ正式には決まってるわけではないので、あえてここで私も質問させていただきます。

それでは、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の2町が、解体費用を負担した場合と、しない場合の、東広の組合構成市の実質の負担額はどのようになるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長(林 晴道君) 宮内議員の質問に対し、答弁を求めます。

林事務局長。

○事務局長(林 豊君) 2町が解体費用を負担した場合と、しない場合の組合の実質負担額についての御質問ということですが、令和2年度の環境衛生組合での1市2町の負担割合を、仮の負担割合として算出した実質負担額で申し上げさせていただきます。解体撤去に関わる事業費約7億3,000万円から、循環型社会形成推進交付金や交付税措置分を差し引いた実質負担額の総額は、約3億4,000万円と見込んでおります。

この内、2町の負担相当分は、約1億3,600万円となります。2町がこの約1億3,600万円を負担した場合、銚子市と旭市の実質負担額は、それぞれ約8,200万円。匝瑳市の実質負担額は約

4,100万円となります。また、2町が負担しない場合、銚子市と旭市の実質負担額は、それぞれ約1億3,600万円。匝瑳市の実質負担額は約6,800万円となります。

以上でございます。

○議長（林 晴道君） 米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） ただいま事務局長から答弁した金額につきましては、仮の負担割合ということでございます。先ほど来出ておりますように、組合の副管理者であります、匝瑳市長さんからの発言がございました。

私はこの発言に沿って、今後、中継施設整備事業を進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（林 晴道君） 宮内保議員。

○5番（宮内 保君） もう少しね、また質問しようかなと思ったんですけども、これ以上私も質問するの、ちょっとあれなんですけれども。

いや、実は私もちょっと、今ちょっと計算して、要するに匝瑳市さんが今、冒頭ね、市長さんが2町の分は負担するようなことを発言されました。私もちょっと計算した中で、その2町分、匝瑳市さんが負担しなかった場合、旭市さんがどれだけ負担増になるかということで単純に引き算をしたら、約5,400万円の負担増になる。やはりそうなると、やはり旭市の議会でもやはり当然、やはり認めてもらえないわけですよ。

ですからその辺をですね、どうか匝瑳市の市長さん、宮内市長さん、よろしくお願いいたします。それはそれでいいですから、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから最後の質問になりますけれども、この解体事業に関してはいろいろ交付金使うと思いますけれども、循環型社会形成推進交付金の申請の期限というものがあると思います。それはいつなのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（林 晴道君） 宮内議員の質問に対し、答弁を求めます。

林事務局長。

○事務局長（林 豊君） 交付金の申請の期限ということですが、国からですね、県を通じて事務連絡として、連絡が来ております。追加の調査ということで、10月上旬から中旬頃に発出ということでお伺いしてはいますが、現時点では来ておりませんが、事務連絡の中では、締め切りは11月上旬頃、例年で言うと11月10日頃ということで事務連絡を受けているところでございます。

○議長（林 晴道君） 宮内保議員。

○5番（宮内 保君） 期限が11月上旬ということで、一日でもね、早く申請のほうの手続きをして、匝瑳市の松山清掃工場の解体工事がね、早急に進むことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（林 晴道君） 宮内保議員の一般質問を終わります。

次に、石上友寛議員。準備ができ次第、質問を行ってください。

石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） それでは通告に従いまして、順次質問をしてまいります。

まずは、ごみ処理広域化事業における中継施設整備事業について質問をいたします。

1 点目、旧松山清掃工場解体撤去について伺ってまいります。

匠瑳市及び旭市の中継施設整備を進めるに当たり、懸案事項となっております、匠瑳市旧松山清掃工場の解体撤去について、解体撤去の費用負担が問題となっております、組合3市の合意に至っていないという現状でございます。解体撤去の問題点について、これまでの経緯と、合意に至っていない理由について伺いたいと思います。冒頭の、匠瑳市長のですね、御意見等は踏まえた上でですけれども、質問内容は通告のとおりでさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 点目、中継施設の整備について。運営状況を踏まえた整備内容の検討について伺います。

中継施設整備事業の計画内容については、3市の既存ごみ処理施設を解体撤去し、それぞれに中継施設を整備した場合の基本設計の概算事業費が高額になったことから、事業費を縮減するために、銚子市には中継施設を整備せず、旭市及び匠瑳市の中継施設については、令和3年度以降の運営状況を踏まえ、整備内容を検討するとしています。現在搬入されているごみ量や、車両台数などの実績を踏まえて、構成3市の負担軽減を図るため、適正な施設の規模や機能を検討するよう努めていただきたいと思います、この点について組合の見解を伺います。

続きまして、質問事項の2つ目、共同利用施設整備事業について質問します。

共同利用施設については、地元からの要望を踏まえて、地元貢献策等として施設を整備することが最終協定に盛り込まれていましたが、組合議会からの意見等を踏まえ、共同利用施設整備を実施しない方針になったと伺っております。地元協議会から特に反対意見はなかったようですが、代替案を求められたことを受け、共にその代替案を検討することとしています。これに関して、地元町内との協議の進捗及び代替案の検討状況について伺います。

質問は以上になります。答弁の後、再質問を行ってまいります。

○議長（林 晴道君） 石上友寛委員の一般質問に対し、答弁を求めます。

林事務局長。

○事務局長（林 豊君） 旧松山清掃工場解体撤去の費用負担についての合意していない経緯と理由についてということで、答弁をさせていただきます。

旧松山清掃工場解体撤去の課題において、費用負担について合意していない経緯と理由なんですけれども、議員御承知のとおりですね、東総地区クリーンセンターの令和3年4月からの運用開始に合わせて、それまで各市それぞれで使用していたごみ処理施設は運用を停止し、旭市及び匠瑳市の既存ごみ処理施設は、解体撤去を含む中継施設整備事業として、当組合の事業として位置づけております。

なお、銚子市に関しましては中継施設を設置せず、既存ごみ処理施設の解体撤去のみを組合事業として行うこととし、現在、銚子市が実施主体となり、撤去工事を進めているところでございます。

平成30年3月に中継施設整備基本計画を策定してから、これまでの間、正副管理者打ち合わせ会議をはじめ、各市担当課長会議等を重ねてまいり、中継施設の施設整備の進め方や施設規模、費用負担について協議を重ねてまいったところでございます。その協議の過程におきまして、令和3年11月開催の財政・環境担当課長会議におきまして、旧松山清掃工場解体撤去について、当組合が負担する分は、匠瑳市ほか二町環境衛生組合における匠瑳市相当分とするという意見が出され、各市における費用負担の件が検討課題とされておったところでございます。

しかしながら、担当者会議で結論が出ない状況であったことから、正副管理者で協議を進めてま

いり、合意には至っていなかったところですが、本日、宮内副管理者のほうから御報告があったとおり、今後、費用負担については協議がまとまる方向で進むことになります。

続いて、中継施設整備につきまして、令和3年度の運営状況を踏まえて、適正な事業規模、機能、事業費の見直しの検討について、事務局執行部のほうの見解を伺うということにつきまして、答弁させていただきます。

これまで中継施設の整備内容につきましては、平成30年3月に策定しました広域ごみ処理施設建設に係る中継施設整備基本計画及び、令和2年3月に策定をしております広域ごみ処理施設建設に係る中継施設整備基本設計を経て、令和3年10月組合議会臨時議会におきまして、報告第1号の中継施設整備計画についてということで報告をさせていただいております。3市の既存ごみ処理施設を解体撤去し、それぞれに中継施設を整備した場合の基本設計が高額になったことから、事業費を削減するために銚子市には中継施設を整備せず、旭市、匝瑳市の中継施設については、令和3年度以降の運営状況を踏まえ整備内容を検討したい、としておりまして、施設の規模としましては、旭市は簡易的な中継施設を整備する。匝瑳市は中継施設を整備すると報告した上で、中継施設整備事業を進めているところでございます。

また、これまで組合議会におきましても、管理者のほうから整備計画どおりに進めると、御答弁申し上げておりますので、現在のところ、この方針を変更し、見直しはしておりません。議員御指摘のとおり、施設の規模や機能についての見直しということにつきましては、ただいまお答えしましたとおりですね、組合議会に報告を一旦している内容でもございますので、ついては、その方針を見直すこととなりますので、まずは組合議会におきまして、整備内容の見直しについて一旦御協議をいただいた後、その結果を受けまして、方針の見直しの御要望ということであれば、組合議会の意見を持って、執行部として再度、計画の見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、共同利用施設整備事業についての代替案の検討状況についてお答えさせていただきます。

代替案につきましては、地元協議会から提示を求められているところでございますけれども、組合事務局におきまして具体的な検討が今現在、進んでいないというのが実情でございます。

地元住民の意見や要望を聴取することも検討しておりまして、最終的に地元協議会との最終協定を改正をする必要もあることから、丁寧に話し合っていきたいと考えているところでございます。

なお、地元協議会との協議経過につきましては、随時組合議会に報告するとともに、最終的な代替案を地元協議会へ正式に提示する際には、事前に組合議会に説明をさせていただきたいと思っておりますので、御理解くださるようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） 答弁ありがとうございます。

それでは、旧松山清掃工場解体撤去について再質問をさせていただきます。

まずは冒頭、匝瑳、宮内匝瑳市長の御意見を踏まえた、これ今後前向きな協議がなされるということをおきに、以前の状況を確認をしながら質問をさせていただきたいと思っております。

やはり、事務局長がおっしゃったように、3市の費用負担についての問題で、今までは合意に至ってなかったというのは、問題点だったと思っております。

私もこの問題について、令和4年9月9日に開催された担当課長会議の一般質問をするに当たり、

資料を、会議概要のほうを提出していただきまして参考にさせていただきました。

この令和4年の9月9日の時点では、担当課長の中でも、やはり現行の負担割合、つまり匝瑳市が負担する分ですね、匝瑳市が負担する分を組合のほうで負担する。つまり、2町分を除いた形とするのが望ましいというふうに、銚子市も旭市も述べていたというふうな会議概要になっておりました。

その会議概要におきまして、資料が何点かつけられておりました。こちらは、これまでの経緯、または正副管理者打ち合わせ会議における各市長の意見等、または市町村課及び弁護士に確認したというような内容の資料が添付されておりました。こちらでも確認をさせていただきました。この中で、やはり令和4年の7月7日、7月26日、8月23日と、正副管理者会議においても、やはり先ほど宮内保議員の質問の中でもありました、2町分の負担も全て3市で行うとなると、額のほうが算出すると、銚子市が約5,400万円、旭市も5,400万円、匝瑳市も実質2,700万円ぐらい費用負担が増えるというような算定がされているわけですね。これについて、銚子市長、旭市長ともに、議会で理解を得るのは難しいというような御発言をされていますけれども、まず、匝瑳市長はもちろん2町に負担を求められないという、当時のですね、意見がございましたけれども、ここにいらっしゃる管理者であります旭市長及び副管理者、銚子市長に、それぞれ、この当時の内容ですね、費用負担が増えることはやはり説明がつかないというようなお話でしたけれども、そのような形でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質問に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 当時の議論といたしましては、旭市、銚子市、匝瑳市の3市の構成市で2町分の負担をしようというような御意見でございましたが、当時としては、その負担割合では議会で理解を得るのは難しいと考えておりました。

しかしながら、先ほど来出ていますように、本日、匝瑳市長さんの発言、御報告がありましたので、今後は旧松山清掃工場解体につきまして、合意して進んでいけるものと理解しております。

○議長（林 晴道君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 当時の議論としては、銚子の主張としては、まず長年ごみの焼却施設を使ってきたわけですから、当然使用者負担の原則に基づき、横芝光、それから多古にもやはり応分の負担は求めるべきではないのか、ということをご主張させていただいたことを記憶しております。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） ありがとうございます。

それですね、先ほど宮内保議員の質問にもございました、こちらに関しての経過については、令和3年11月の時点で、銚子市と旭市から、環境衛生組合の匝瑳市負担相当分を東広組合の負担とする意見が出されて、3市の協議が整っていなかった。その後、12月1日の首長会議において、担当課長会議で費用負担について協議するように指示されていたと伺っております。

しかし、12月16日の、匝瑳市議会の一般質問への回答の中で、当時の太田市長から、横芝光町と多古町に負担させないと発言があったと理解しております。

こちらに関して、その後、令和4年3月匝瑳市議会で、旧松山清掃工場の土地取得に係る議案が上程されて、環境衛生組合から土地のほうを有償で、建物については無償譲渡というような形に

なりました。実際にはですね、令和3年の11月から、12月、そして令和4年の3月の匝瑳市議会に至る前に、本来であれば、東広の組合、正副管理者、全てにですね、2町には負担させないような、もし、内容になるのであれば、報告が欲しかったというのが事実だったと思います。

実際に、その課長会議の中で添付されている資料によりますと、県の市町村課の見解には、松山の土地の所有権が、匝瑳市に譲渡される前に環境衛生組合と費用負担の協定書を取り交わすべきだったってということと、また建物を取り壊し、取り壊し費用を土地の取得価格から通常であれば控除した上で、譲渡を受けるのは通常というふうな市町村課の見解もございましたので、やはり、そのような協議がなされるというのは通常であったのかなと考えます。これは時間はもう元に戻せませんので、これからの協議ということが非常に重要になってくると思うんですけども、こちらに関して冒頭に匝瑳市長のほうからお話があった、2町には負担させないとするのを決定したというような、はっきりとお話をされましたけれども、こちらについて明確な理由がございましたらば、答弁のほういただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質問に対し、答弁を求めます。

宮内副管理者。

○副管理者（宮内康幸君） はい、これまでは我々匝瑳市としても、そのような、やはり3市の共同事業として進めるべきということ、これまでどおり主張してきたところでありますけれども、先ほどからありました、循環型社会交付金等の期限が非常に迫っているという中であっては、やはり何としてもこの広域ごみ処理事業を前に進めるためには、やはりそういったことも検討すべきではないかということの中で、そのような結論に至ったところであります。今後、そのようなことで匝瑳市が負担することといたしましたので、そのように進めてまいりたいというふうに考えているところでです。

以上です。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） わかりました。

そうしますと、先ほど算出した金額を元にいたします。御答弁いただいた、宮内保議員のときに御答弁いただいた算定ですと、2町分を除いた金額での匝瑳市負担が、4,100万円ですね。ただ、これに2町分も負担するとすると、約1億3,000万、1億3,500万円ですか、の負担が追加というような形で、匝瑳市さんの費用負担というのが、やはり1億7,000万。

（「もっと上もっと上」と呼ぶ者あり）

○2番（石上友寛君） その、先ほどの算出の数字で計算しますと、1億7,600万とかなのかなというように形になりますけれども、こちら、かなりの大きな金額になりますけれども、議会へのやはり説明、こちら非常に重要になってきますけれども、こちらのほうに関して匝瑳市長、どのように今後対応されるのか、お伺いしてもよろしいですか。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質問に対し、答弁を求めます。

宮内副管理者。

○副管理者（宮内康幸君） はい、それではお答えいたします。

先ほど来あるとおり、そのような大きな負担額になるということは承知しております。そのような中ではありますけれども、御答弁したとおり、循環型社会交付金等の活用ということが、やはり何よりも最重要だろうということの判断の中でありますので、その辺については、しっかり議

会にも説明してまいりたいというふうを考えております。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） はい、ありがとうございます。明確な御答弁をいただきました。

本来であれば、これは前向きな協議がなされるということは非常に喜ばしいことではありますけれども、本来であれば、旧松山の土地取得、建物の無償譲渡、この段階で、やはり正の財産である土地代とですね、負の財産と言いますか、負債であります旧施設の解体費、こちらの両方ですね、東広の、こちらの組合でも環境衛生組合でも、もちろん匝瑳市議会でもですね、しっかりと議論すべきであったんじゃないかな、というふうには私のほうは感じておりますけれども、今後ですね、議会への、匝瑳市長の議会への説明、2町分の費用負担をされるというようなことについては理解はできました。

それで今後の、この課題解決への取り組みですね。東広組合としての今後の対応策についてなんですけれども、私としましては、やはり正式な協議、協定書のようなものをしっかりと取り交わす。この必要性というのは、やはり我々組合議員または構成3市の議会に対してもしっかりと説明がつくのかなというふうには思うんですけれども、こちらに関して管理者のほうはどのような方向性で考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質問に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい、今後の事業の進め方ということでございますが、しっかりと協定書なり、あるいはきちんと手続きを踏んで、遺漏のないような手続きを踏んでいきたいと思っております。

ただ、しかしながら、先ほど来出ておりますように、循環型社会形成推進交付金申請の期限が迫っておりますので、迅速に執行部としても手続きを進めますし、議員の皆様様の御理解と御協力も賜りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） そうですね、時間的な余裕という部分はあるんですけれども、やはり我々としては、正式なもの、そのような確約が欲しい。それを、しっかりと協定書なり取り交わした上で、時間的な制約はありますが、全員協議会、議会運営委員会、臨時議会、このような対応はできると思いますので、そこで、まず我々のほうにしっかりと説明していただいて、もちろん概算になるのかもしれないですけども、実際の費用負担、どのぐらいやはり軽減されることになったのか、2町分の負担が。匝瑳市さんに受けていただくというような流れですので、そこにですね、例えば旭市、我々銚子市、あの費用負担が軽減されるということももって、我々組合議会のほうに示していただきたいと思っておりますけれども、その辺も御答弁いただいてもよろしいですか。そういった場を設けていただけることについての見解を伺います。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質問に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 確かに、しっかりと手続きを踏んでいくということについてはしっかりと検討させていただきます。

ただ一方で、たびたび申し上げますけれども、期日も迫っているということで、皆様様の御理解と御協力をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） ありがとうございます。それに関して、我々が招集をいただく、会議に参加する、こちらに関してはお呼びをかけていただければと思いますので、是非参加させていただきますので、是非よろしく願いいたします。

それではですね、こちらに関しては前向きにしっかりとした協議をしていただくということで、次の質問に移らせていただきます。

運営状況を踏まえた整備内容の検討についてですけれども、先ほど答弁いただきました、今のところ、旭市、匝瑳市の中継施設の整備について、計画どおりというような部分ではお聞きはいたしました。やはり昨今の、例えば資材の高騰、労務費の高騰、こういった部分も勘案いたしますと、やはりイニシャルコストだけではなく、初期費用だけではなくて、ランニングコストっていうのもしっかりと考えていただかないと、やはり構成3市の費用負担が増えてしまう。このような、やはり心配もございますので、こちらも例えば計画どおりというふうな形であっても、やはり適正な事業規模、機能、そのような事業手法、そういったものを検討していただきたいと思いますが、管理者いかがでしょうか。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質問に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） これまで旧松山の清掃工場の解体費用の負担の仕方が決まっていませんでしたので、その先の議論がなかなか進まないということがございました。

これで解体費用につきましては大きく前進することとなりますので、そういった点にも配慮しながら事業を進めてまいります。よろしく願いします。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） はい、ありがとうございます。

資料といたしまして、令和3年8月31日の課長会議の会議概要を、中継施設整備等の進め方に関する打ち合わせというような会議概要を拝見させていただきました。

こちらに関しては、各中継、解体撤去または中継施設整備に関しては、その事業を開始する前年度に、それぞれ事業費を見直す予定というような備考欄に書いてある資料、この当方で7というような資料を拝見させていただきました。

やはり都度ですね、事業費のほうは見直すというような形で考えることが、費用負担を軽減する上では最良策ではないかなと思いますので、是非ともこの辺はよろしく願いします。

また、我々議会のほうにも、その辺は御報告、また会議等で提案をしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと最後に、共同利用施設の整備に関してなんですけれども、代替案の検討状況、地元の協議に関しましては、随時御報告をいただけるというようなことではありましたので、もちろん協定の改正だったりとか、そういった部分もあるとは思いますが、地元が求めるという部分を、組合と共に協議していただいて、よりよい方向に導いていただけるようお願いをしたいと思いますけれども、管理者一言いただけますでしょうか。

○議長（林 晴道君） 石上議員の質問に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 代替案の検討につきましてはですね、地元住民の意見や要望を聴取する

ことも検討しております。最終的に地元協議会との最終協定を改正する必要があるれば、丁寧に話し合ってもらいたいと考えております。

なお、地元協議会との協議結果につきましては、随時組合議会に報告するとともに、最終的な代替案を地元協議会へ正式に提示する前には、組合議会の皆様に説明させていただきますので、御理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員。

○2番（石上友寛君） それでは、以上を持ちまして、私の一般質問を終了させていただきますが、この匝瑳市の解体そして中継施設整備。その後の旭市の解体、中継施設整備。こちらに関して、もちろん遅れが今の状況であるのは理解しておりますけれども、3市が共同で、さらに費用縮減もできるような形で共に進めていきたいと思っておりますので、正副管理者におきましては、その辺をしっかりと協議のほう、行っていただけるようお願いいたします。終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 晴道君） 石上友寛議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、ここで6時15分まで休憩をいたします。

午後6時09分 休憩

午後6時15分 再開

○議長（林 晴道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、荻谷進一議員、準備が整い次第お願いたします。

荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず広域ごみ処理施設と、広域議会に関する人事管理についてお伺いたします。

まず最初に、これは管理者にお伺いしたいと思うんですが、当議会含めて、広域議会に関する人事の中で、議会の人事の人の中で、パワハラとかセクハラとか、そういう問題があるかないかをお答えいただきたいと思います。また、あった場合にはどのように今後対応していくのか、御説明いただきたいと思います。

次に、広域議会の予算の取り扱いについてお伺いたします。

もともと銚子市の解体におきまして、予算の中に千葉県市町村振興資金の貸付け等の予算が組まれていたと思います。その予算についての説明を事務局に求めたいと思います。

次に、広域ごみ処理施設の焼却場に関することですが、昨年来、家畜衛生保健に関して、県内で鳥インフルエンザ等の問題が発生した時の対応が、非常に流れがスムーズでなかったということをお聞きしております。今後、その件についてどのように対応していくのか、御説明いただきたいと思います。

次に、中継処理施設についてお伺いたします。

先ほど来の答弁の中でも、公正公平という言葉がございました。

公正公平とは何か。まさにおっしゃるとおりだと。管理者におかれましては、今後中継処理施設の事業については、とりあえず解体工事を進めるという御発言をいただいておりますので、今後

公平公正に進めていただけるかどうかの確認をお願いしたいと思います。

次に、最終処分場についてお伺いいたします。

管理運営等についてでございますが、現在のところ管理上の問題はないのかあるのか、その点をお聞きしたいと思います。

先ほど、決算の中で塩害処理については少なくなっているということは聞いておりますが、運営管理上問題がないのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、先ほど来、最終処分場の中での話とリンクしますが、用地取得の際に出た不法投棄ごみの取り扱いについてはその後どうなっているのか、御説明いただきたいと思います。

次に、4、緊急事態マニュアルについてお伺いします。

各施設において、緊急事態マニュアルは、その後業務をちゃんと遂行しているのでしょうか。業務マニュアルについて御説明いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。後は一問一答でお願いします。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい、まず私からは、1の（1）パワハラ、セクハラ等のハラスメントに関することについて御答弁申し上げます。

私が管理者となってからは、ハラスメント等に関する報告につきまして、受けたことはございません。また、もしあった場合という御質問もございました。当組合では、パワーハラスメント等に関する具体的な取り扱いや防止策などについての指針や規定等は特にございません。ですから、規則等を準用している匝瑳市におきまして、各種のハラスメント防止のための具体的取り組みやルール等を定めた指針等の策定を進めている、との匝瑳市議会令和5年3月定例会での一般質問で答弁もあったことから、匝瑳市さんにおける指針等の整備状況を確認の上、当組合といたしましても対応を図ってまいりたいと考えております。

続いて、（2）広域議会の予算の取り扱いについてということでございますが、予算の取り扱いにつきましては、本来、組合事業にかかる予算につきましては、通常、構成3市の担当課長会議、首長会での協議を経まして、予算にかかる議案の上程を組合にいたします。その後組合議会において議決をいただいてから、各構成市において議会の議決をいただきまして予算を執行するというのが適正な流れと認識しております。

続いて、2の（1）中継施設事業の今後の手続きについて、公平公正にという御質問をいただきました。先ほど来、宮内副管理者、匝瑳市長さんよりの発言、報告がございました。これは本当に重い発言で、恐らく2町の分を負担してでも循環型社会形成推進交付金をいただくほうが財政的にプラスになると、そういった大変重い政治的な判断をしていただいたものと認識しておりますので、引き続き、公平公正、また、匝瑳市さん、銚子市さんからも決議をいただいておりますので、それにのっとって進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（林 晴道君） 林事務局長。

○事務局長（林 豊君） はい、私から旧銚子市清掃センター解体撤去費に伴う予算の千葉県市町村振興資金の取り扱いの関係で、答弁させていただきます。

まず旧銚子清掃センター解体撤去につきましては、組合の事業として銚子市が工事实施主体とな

りまして、令和3年度から事業を実施しておりまして、令和5年度に完了する予定と伺っております。撤去費用につきましては、工事実施主体となる銚子市に対し、事業費から特定財源となる交付金、また地方債、また千葉県市町村振興資金、こちらのほうを除いた額を組合が負担する額として銚子市に支払っている状況でございます。令和4年度におきましては、銚子市の積算に基づきまして、組合で既に負担をしているところでございますが、銚子市において特定財源として予定しておりました、千葉県市町村振興資金について、令和5年3月になりまして、県から貸付対象とならないという見解が示されまして、令和4年度におきまして、組合の負担金が不足をしているということで、銚子市から報告を受けているところでございます。

続きまして、家畜等の伝染病につきまして答弁させていただきます。

昨年度、当組合関係市区域で発生した鳥インフルエンザによる患畜等については、東総地区クリーンセンターにおきまして、合計約53.8トンの受け入れを処理しましたがけれども、その他の大半の患畜等につきましては、山武郡市環境衛生組合のごみ処理施設等で処理したと伺っております。

昨年度の当クリーンセンターにおける1日当たりの患畜等の処理量につきましては、通常のゴミ処理に支障を来さない範囲で、1時間当たり、1炉につきまして、おおむね1回の焼却炉への投入頻度としたため、平日で約3トン、通常のごみの搬入がない日曜日は約6トンとなっております。

今後、家畜等の伝染病の発生に備えまして、また、関係市で発生した際には、緊急事態であることを受け止めまして、東総地区クリーンセンターにおいて、できるだけ多くの患畜等の処理を寄与できますよう、運営事業者と協議していき、具体的な対応についてマニュアル化のほうを進めていきたいと考えております。

続いて、最終処分場の運営と管理につきまして答弁させていただきます。

令和3年7月から供用を開始しまして、これまでクリーンセンターから排出される飛灰処理物を、ほぼ計画どおりの量で、埋立処分をしているところでございます。

埋立地の管理及び浸出水処理施設の運営につきましては、供用開始から業務委託をしているところでございます。埋立地の散水によりまして発生する浸出水につきまして、水質の濃度が一部想定より高い成分が見られるところでございますが、埋立地の散水量を調整しながら、浸出水の処理を実施しているところでございます。

また、最終処分場での建設時に建設地から発見された不法投棄物につきましては、令和元年5月から、旭市の管理地に仮置きをさせていただいております。既に4年以上が経過している状況でございますが、旭市の管理地を長期間占有してしまっている状況が続いておりますので、組合としましては、損害賠償請求に係る証拠の逸失にならないことを確認した上で、早急に処理したいと考えております。

この点につきまして、弁護士に写真や処理に係る報告書等の書類を確認してもらい、証拠保全に足りる旨の回答を得ている状況でございます。

今後、その旨につきまして、見解書の作成を依頼する予定でございます。

また、農業用廃ビニールなどの不法投棄物を、当クリーンセンターで焼却処理する場合につきましては、一般廃棄物以外の処理に当たりますので、廃棄物処理施設の財産処分につきまして、環境省への手続きが必要となりますので、この点につきましても、現在、千葉県を通じて環境省に照会をしている状況でございます。

最後に、緊急事態の対応について、各施設についてと、業務マニュアルについてお答えさせていただきます。

東総地区クリーンセンターと最終処分場の運営管理につきましては、それぞれ業者のほうに委託をしております、業務に係る緊急時に対する対応マニュアルは作成されているところでございます。

しかしながら、当組合事務局におけます緊急時の対応マニュアルは作成しておらず、昨年度、議員からの御意見を受けておまして、現在、そちらの作成に当たっているところでございます。

マニュアルにつきましては、労働災害や設備事故、火災や爆発のほか、自然災害、また各施設が起因した環境基準の超過等が発生した場合に備えまして、組合事務局において緊急時に適切で迅速な対応ができるように、関係市や関係部署、そして組合議員の皆様への連絡と周知体制などを示すものとして、作成をしている状況でございます。

今後、マニュアルの内容につきまして、関係市の環境担当課へ素案のほうを示しまして、協議の上、マニュアル案をまとめ、その後組合議員の皆様へ御説明する機会をいただければと考えております。

また、各中継施設の、こちらの管理運営につきましては、令和3年4月から中継施設としての運用を開始後、旭及び匠瑳中継施設におきましては、大きな事故もなく運用しておったところなんですけれども、過日、旭中継施設におきまして、トラックスケールでごみの計量ができないといった機器の不具合が発生しまして、一時的に休場して搬入ごみの受け入れを休止したところ、搬入来場者が、クリーンセンターのほうに流れ込んだことによりまして、クリーンセンター内で渋滞が発生したという事案がありました。

現在、トラブル発生時における中継施設課、環境施設課、旭及び匠瑳中継施設並びにクリーンセンター運営事業者との連絡体制及び各施設における職員の応援体制の構築を主とした、対応マニュアルのほうを作成しているところでございます。

中継施設のマニュアルにつきましては、クリーンセンターと最終処分場の緊急時の対応マニュアルと同様に、今後、作成に努めてまいります。

以上になります。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） それではまず最初に、人事管理の件についてお尋ねします。

先ほど来、管理者から報告で、セクハラ、パワハラはないと、さっきセクハラは言ったんだけど、セクハラ、管理者答えてなかったんだけど。

改めてですね、人事管理上、今の世の中って気付かないとこで、いろんなそういうセクハラ、パワハラがあります。ですから、管理者として各個人から適切に意見をもらうような場をつくっていただいて、そういう管理をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい、私が直接面談をして、職員の皆さんと面談をして、いろんな状況を、パワハラ、セクハラ等がないのかって確認はできますので、ぜひ時間をとってそのようにしたいと思っております。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） 時間も大分押してると思いますから、時間もいろんな時間あるでしょうから、文書でもいいですよ。もらって、直接それを管理してね。局長を外して市長が直接一回よく見て、それで人事管理をしたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

人事管理担当である嶋田総務課長にお伺いします。

現在、当所において、そのようなセクハラ、パワハラの件は把握しておりますか。そういうことは、事案は事務所内ではありませんか。確認をお願いします。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（嶋田 豊君） お答えします。現在、私のほうでは、そういった報告等も受けておりませんし、把握もしてございません。

以上です。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） セクハラ、パワハラっていうのは、本人がわからないでいろいろ起こってる状態がいっぱいありますからね。まあ、人の仕草から何から何をとっても、そういうものはそういうことになるってことは理解していただいて、総務課長もそういう把握に、今後当たっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（嶋田 豊君） はい、そのように努めてまいります。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） 先ほど管理者の答弁の中で、ちょっと私がこまかく言う前にいろいろお答えいただいたちゃったんですけども。この間の銚子市議会で、銚子市の旧解体施設に係る費用の不足分が発生したということがあったのは、管理者御存知だと思います。

その予算につきまして、本来であれば東総広域議会の承認後に、銚子市議会での議案提出後の承諾になるのが本来の予算のありかたであると思います。

それがなぜか銚子市議会で提案されて可決をして、東広ではまだその予算は取ってないという状態であるのは、管理者御存知ですか。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） そのような銚子市議会での議決は承知しております。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） 管理者として、この議案はよくないことだと思いますか。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい、本来であれば、当組合議会での補正予算の議決を受けてから構成市での議決となるべきで、適切な対応ではないと認識しているところでございます。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） この件に関しては嚴重に、その旨をお伝えいただけるよう、きちっと文書で申し入れて、内容を残してください。よろしくお願いいたします。答弁は結構でございます。

次に、先ほど来出ました千葉県市町村振興資金の内容が、対象外になったということでしたよね。これにつきまして、令和5年の5月に銚子の財政課長が各市の担当課を回ってその説明をしたとあります。

局長にお伺いします。担当者会議を開かないで、いきなり銚子の財政課長が各市にその負担金の対象外にならなかったという説明に行く自体、今回、公正公平の手順を追ってないと思いますが、その辺、局長どう思いますか。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

林事務局長。

○事務局長（林 豊君） 本来であれば担当課長会議を開いてやるべきところですので、公正ではなかったと認識しております。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一議員） この件につきましても、管理者のほうから厳重に注意をしていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。答弁結構です。

次に、この振興資金の対象となる内容は、局長、どういう内容だったんですか。それをちょっと教えてください。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

林事務局長。

○事務局長（林 豊君） はい、千葉県市町村振興資金の貸付要望の照会内容から貸付条件のほうで、説明させていただきます。

振興資金の貸付を要望するに当たりましては、各市町村への照会文に、留意事項としまして記載があります。その中に「貸付要望に当たっては、千葉県市町村振興資金貸付規則及び令和4年度市町村振興資金貸付方針についてを参照してください。また、ヒアリングは実施しませんが、提出書類に疑義が生じた場合は、電話等での確認をさせていただく場合がある」と記載がありまして、要望をする際に、要望側に規則を守って対象事業の判断をしてから要望するよう促している照会の内容となっている状況でございます。

貸付の条件なんですけれども、今回、銚子市が貸付を受けようとした資金の貸付の対象となる事業につきましては、地方財政法第5条第5号に該当する事業、または知事が特に必要と認める事業でなければなかったところでございますが、銚子市の事業につきましては、地方財政法第33条の5の8で行っている事業であったことから、貸付対象ではないという判断があり、貸付が受けられなかったとお伺いしております。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） そうしますとね、管理者ね、これ最初から対象外だったのを見込んで予算を組んだってことしか考えられないんですよ。

それで、銚子の財政課長が泡食って各市の担当課に行ったと。ということは、これ、最初予算組んだ銚子の財政課長が要綱をちゃんと重視して見てなかったってことになっちゃうでしょうね。

それで、その上で、銚子市議会に恥をかかせるようなことを執行部の財政課長がやって、東広に出てきたってことになっちゃいますよね、これ。はっきり申し上げて。

ということは、銚子の財政課のほうにも当初から該当しないような予算を計上して、そういう予算立てをしたってことは、これは誠によろしくないし、知らなかった市長も遺憾だと思いま

すよ。銚子市の市長も。ね、市長ね。

だから、そういうことを銚子の財政課のほうにやっぱり、きちっとですね、精査していただいて予算組みをしていただくよう、またこれも申し入れをしていただきたいと思います、市長いかがでしょうか。

(「いやいやいや、管理者、管理者、管理者から申し込んでもらわないと。管理者お願いします。違いますよ。うちが聞いているの違いますから。だめだめだめ」と呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) 荻谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

越川副管理者。

○副管理者(越川信一君) 銚子市としては、この振興資金ですね、地財法に該当する事業ということで県のほうに申請をさせていただきました。令和4年度については該当しないという県の判断で、貸付が受けられないということになりましたが、その後、県との協議の結果、令和5年度以降の事業については、これは該当するというので、県の判断をいただきまして、令和5年度以降の分については貸付が受けられるということになりましたので、銚子市の主張が認められたということが事実でございますので、御認識をいただきたいと思います。

○議長(林 晴道君) 荻谷進一議員。

○8番(荻谷進一君) じゃあ、なんで令和4年の5月にそういう対応をしたんですか。その後の報告は一切ないのに、それを押し通そうと。

まあ、それは認められたってことはあれですけど、当初の段階でヒアリングをしていたらですね、これは認められない内容です。違いますか。局長、教えてください。

○議長(林 晴道君) 荻谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

林事務局長。

○事務局長(林 豊君) はい、この状況を県の市町村課に事務局として確認をさせていただいております。

先ほど説明させていただきましたとおり、貸付の対象事業ではなかったという県の御判断でした。

○議長(林 晴道君) 荻谷進一議員。

○8番(荻谷進一君) であれば、ちゃんとヒアリングしていればこんなことにならなかったということですので、管理者のほうからそういう手順をきちっと踏んでいただかないと。

さっきの議案についても全部そうです。勝手に進んでることはいけないことでもあります。その点十分配慮いただきたいと思います。

次に、家畜衛生の件でございますが、今年度も恐らくですね、想定される被害が出てくる可能性はあります。その場で即座に対応していただけるよう、関係部署と調整をいただけるかどうか、管理者の御回答をいただきたいと思います。

○議長(林 晴道君) 荻谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者(米本弥一郎君) 今後の家畜等の伝染病の発生に備えまして、また関係市で発生した際には、緊急事態であることを重く受け止め、東総地区クリーンセンターにおいて、できるだけ多くの患畜等の処理に寄与できるよう、運営事業者等と関係者と協議し、具体的な対応についてマニュアル化を進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） いわゆる公正公平の観点からいくとですね、山武市さんにほとんどお願いしちゃったのが事実なんですよ。せっかくだいい施設ができて、山武市さんをお願いして、山武市の議員から言われましたよ。お前ら何やってんの。はっきり言って。これじゃあしょうがないでしょ。うちの炉だってもう傷んでんだよ、ということであります。公正公平な観点から、当施設できちんと処理、対応できるようにお願いしたいと思います。

次に移ります。

最終処分場の運営についてですけども、先ほど来この3番、4番、これもうちょっと質問内容、管理者、次の会議あると思うんで端折って言いますよ。はっきり申し上げて。

管理運営上、事故または排水等における問題は本当はないんですか。これ、ちょっと変なこと言ったら嘘を言ったことになるからね。はっきり先ほど、何も無いような話だけでも。きちんと報告してもらわないと、言った人間、嘘をついたことになるからね。はっきり言っとくよ。ちゃんと答えてください。

管理運営上の例えば労災とか、それから排水に係る水道の排水の汚染度の数値とか、そういうものはなかったですか。ちゃんと答えてください。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（西ノ宮正人君） 最終処分場の運営に関しましてですね、事故等ということでありまして、先日ですね、運営管理してます職員がですね、水処理施設の運転中ですね。

（「どこの。ちゃんと言わないと。あなた説明がさ。はっきり物事起承転結で言わないと。管理者時間ないんだから」と呼ぶ者あり）

○環境施設課長（西ノ宮正人君） 最終処分場のですね、運営管理事業者の職員が、浸出水処理施設の管理をしてるときに、薬剤を少し浴びてしまいまして、簡易の火傷をしたっていう事故がございます。その他にはですね、環境への影響等ですね、そういった土壌から何かが出たとか、そういったことは今のところございません。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） 管理者はじめ副管理者。労災になると思うんだけど、そのことは知ってたんですか。とりあえず管理者、答えてください。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 最終処分場におけるその事故といいますか、薬剤を浴びて火傷状態になったということは報告を受けておりますが、それが労災に直ちに当たるわけではないとのことで、そういった報告も受けております。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） これ、西ノ宮さん、仕事上で受けた、医者にかかってないの。医者にかかって費用発生したら労災だよ。それ届け出しなかったら労働災害法違反になるよ。これ言わなかったんじゃないの、もしかして医者に。だって、医者に言わなきゃダメだよ、これ。どういう状況で、どうなって、どうなったって言ったら、普通労災だよ、これ。誰にそんなことやってんの、これ。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（西ノ宮正人君） 運営事業者からの報告では、すぐに病院のほうにかかりまして、そのけがの状況も報告しているところです。ただ、労災の対象にはならないというふうに御報告を受けてるところです。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） それは誰が言ったの。労災の対象にならないって。これ、とんでもないことだよ。管理運営事業者が労災にならないって言ったの。ね、2人とも。おかしいでしょ。労災でしょうや。費用かかってて、医者騙したことになるちゃうよ。労災の意味わかります。労働中に医療費とか発生、医療費じゃあ、発生してないのね。発生しなかった。医者行ったと言ったよね。病院行ったら。何、社会保険でやっちゃったわけ。これだめだよ。

じゃあそれは管理者、申し訳ないけど、確認してちゃんと対応してくださいよ。これ言ったって、恐らく2人わかってないから。ただね、申し訳ないけど、なんで私に言われるまでこういうことがちゃんと報告がないわけ。緊急マニュアルつくる以前の問題でしょ、これ。銚子の議員は知ってたのかな。うちらは知らなかったけど。

労災だよ。緊急事態が発生して人がけがをしたんだから、けがの度合いはわからないけども、これはあくまで労災ですよ、本来であれば。労災に該当しないって言ったら、議事録残っちゃってるけど、西ノ宮さん、あんた責任とれるのか、そんなこと発言しちゃって。再度確認しますと言うならわかるよ。それをあなたもう労災ということはなりませんって言ったけど、普通で言ったら、ここに元組合の人いますけど。大体労災だよ、こういうことは。もう役務上そうなります。だから、ちょっと確認してもらいたいのはもう山々だけど、申し訳ないけど、施設で何かあったらすぐね、ファックスでもメールでも何でもいいんですから、この議員に全部報告してくださいよ。それが緊急マニュアルでしょ。マニュアルがなかったら、常に何でも報告するという、隠蔽とは言わないけども、報告しない体制が一番まずいと思います。

局長、こういうことがないよう厳重に今後対応していただけるか、まず確認等お願いします。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

林事務局長。

○事務局長（林 豊君） 議員おっしゃるとおり、御指摘のとおり今後このようなことがないように努めるとともに、マニュアル化を早急に進めてまいります。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） 西ノ宮さん、ここで一応確認しますっていう文言入れとかなないと、あんたのね、進退問題にかかるよ、これ。はっきり言って。ちゃんとそれ言っときなさいよ。別に言わないなら言わないでもいいけど。やっぱりこれ管理者ね、人事管理っていうのはそういうもんですから。どうされますか。管理者からはっきり言って。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

○環境施設課長（西ノ宮正人君） 先ほどの最終処分場の運営会社のけがに関しましては、一度労災にならないというような御報告させていただきましたが、再度確認をさせていただきたいと思しますので、後ほど御報告を改めてさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） その事故の内容も改めてきちんと議員に配ってください。そうじゃないと、やっぱり我々、いくら外注に出してると言っても、労働管理の部分は我々に直接は来ないにしても、きちっと労働環境が整ってるかっていうのは最たる問題ですから、そこは重要視していただきたいと思います。では管理者、そういうわけで細かいこと何点かお願いしましたが、私の一般質問はこれで終わります。以上。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員の一般質問を終わります。

以上で、通告のありました一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を集結いたします。

日程第12 討論、採決

○議長（林 晴道君） 日程第12 討論、採決を行います。

議案第1号から議案第3号までに対する討論の事前通告はありません。

これより直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 御異議なしと認めます。よって、これより採決に入ります。

議案第1号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（林 晴道君） 全員賛成であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり認定されました。

議案第2号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（林 晴道君） 全員賛成であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり認定されました。

議案第3号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（林 晴道君） 全員賛成であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり認定されました。

日程第13 閉会

○議長（林 晴道君） 以上を持ちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これにて、令和5年度9月東総地区広域市町村圏事務組合議会の定例会を閉会いたします。

本日は、大変お疲れさまでございました。

午後6時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年10月23日

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議長 林 晴 道

議員 石 上 友 寛

議員 苅 谷 進 一